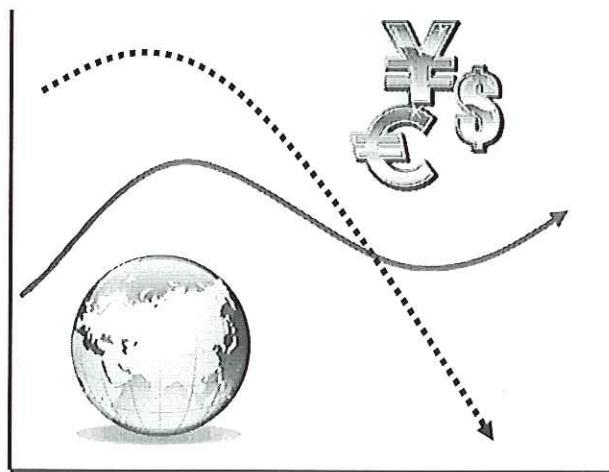


平成20年度国庫補助事業  
中央アジア投資環境整備・ビジネス振興事業  
ビジネス情報収集・提供事業報告書

# 世界金融危機の 中央アジア経済への影響

2009年3月



社団法人口シアNIS貿易会  
ロシアNIS経済研究所

## はじめに

2008年の世界経済は、「金融危機」というキーワードなくしては語れない。ユーラシアの深奥といふいわば“辺境”に位置する中央アジア諸国もまた、その悪影響を免れることはなかったが、市場経済化の進捗度と国際経済への統合度の差によって、危機の影響度には大きな開きがあった。

本報告書は、中央アジアにおける二大国、カザフスタンとウズベキスタンにおける世界金融危機の影響について、現地調査機関に調査を依頼し、その結果をまとめたものである。前者は旧ソ連諸国の中でも急進的市場改革派として知られ、また近年は石油をはじめとする資源輸出により高い経済成長率を誇ってきた。一方後者はこれとは対照的に、市場経済化に対しては慎重なスタンスをとり、その結果、経済の比較安定を享受してきたものの、近年は国際経済への統合の遅れを指摘されていた。これら条件の異なる両国における危機の影響の分析が、今後の旧ソ連経済の動向を探るうえで資するところあれば幸甚である。なお、上記のとおり分析は現地調査機関によるものであるので、当会の見解とは必ずしも一致しないことをあらかじめお断りしておく。

本報告書は、平成20年度中央アジア地域等貿易投資促進事業における中央アジア投資環境整備・ビジネス振興事業の一環として、経済産業省の助成を得て刊行したものである。ご協力を賜った関係各位に改めて謝意を表する次第である。

2009年3月

社団法人ロシアNIS貿易会  
会長 西岡 番

## 目次

### I. 世界金融危機のカザフスタンへの影響

*Risks Assessment Group*

序論.....	1
1. 危機が経済に及ぼした影響 .....	2
2. リアルセクターへの影響 .....	9
3. 危機の社会・政治的影響 .....	16
(1) 失業率 .....	16
(2) 生活水準の低下 .....	17
結論 .....	18
補論： 他の中央アジア諸国にとっての世界金融危機の影響 .....	19

### II. 世界的金融経済危機のウズベキスタンへの影響：

いくつかの社会的、経済的、政治的結果

*Research & Consulting Group "Partner"*

1. 2008年の社会・経済発展に関する若干の総括 .....	29
2. 世界的金融危機の影響がウズベキスタンへ及ぶ過程 .....	31
3. 社会的・経済的影響 .....	33
4. 政治的影響 .....	35
5. 政府の対応策 .....	38
6. ウズベキスタンと日本との関係拡大の可能性について .....	42

### 付属資料

1. 国家ホールディング「サムルク」と基金「カズィナ」統合に関する大統領令.....	45
2. サムルク・カズィナ法 .....	47
3. サムルク・カズィナの活動原則 .....	59
4. 中央アジア諸国の経済指標 .....	66

# I. 世界金融危機のカザフスタンへの影響

*Risks Assessment Group*

## 序 論

中央アジア各国のなかでカザフスタンは世界金融危機の最も強い影響を受けた。深刻な経済停滞の主な原因はカザフスタンの銀行システムが世界金融システムに統合されている度合いが高く、それが対外借款の大幅な増加をもたらしたことによる。これがひいては不動産市場での「バブル」効果を発生させ、企業の負債を大幅に増大させた。指摘すべきは、銀行システムと建設業界が経済成長の約 50%を担っていたことであり、これらセクターの停滞が自動的にカザフスタン経済全体に打撃を与えた。

カザフスタンの銀行にとっての「安い資金」時代の終焉は共和国の経済成長を鈍化させ、経済各部門内での信用収縮と同時にインフレの増大を招いた。その結果として、中小企業数の減少、失業率増大という現実的脅威が現れた。さらに、深刻な懸念を生んでいるのが石油およびその他原料価格の下落傾向で、これは財政赤字の増大につながる可能性があり、また政府に、国家基金からの支出を増大させ、年間移転額の上限を超えることを強いる要因となる。

このような背景により、国家による経済管理強化のプロセスが観察されるようになって いる。今日のようにボラティリティが高まった条件下では、証券市場、住宅または銀行セクターに対する政府の必然的介入が、金融および財政政策を支える「第三の防衛線」となる。まさにこれが今、カザフスタンで起こっていることで、この国では法律のより厳しい適用または株式の買取りを通じた経済の国有化プロセスが進行している。それはエネルギー分野でも、採鉱分野でも見られることで、既に情報分野でも進行し、一方、金融セクターでは始まったところである。

しかし今回発生した金融における諸問題は、その超中央集権体質に起因する国家管理シ

システム自体の危機の存在もまた明確に示した。カザフスタンにおける国家管理システムの特殊性は、戦略的判断を下す際に、政府が責任をとるのを恐れ、上から、すなわち大統領からの指示を待つところにある。カザフスタン当局は2008年秋に初めて経済に深刻な問題のあることを認めたが、その時点までに危機は現実にカザフスタン経済のあらゆる部門に及んでいたのだ。

## 1. 危機が経済に及ぼした影響

第1表 危機がカザフスタン金融セクターに及ぼした影響

危機の主な原因		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カザフスタン銀行システムが世界金融システムに統合されている度合いが高いこと</li> <li>・対外債務の大幅な増加（2009年1月1日現在で銀行の債務総額はほぼ450億ドル）</li> <li>・不動産市場での「バブル」効果</li> <li>・金融セクターに対する国家の弱い管理政策</li> </ul>		
否定的影响	危機対策	展望、予測
<p>1. カザフスタン経済への資本流入の突然で急激な減少。対外債務の制限。</p> <p>流動資金不足によりカザフスタンの銀行は困難な状況に陥った。資産および株式の価値が低下し、債務担保および借入返済の可能性が限られたため。</p> <p>多くの借入の保証となっていた資産の価値は2008年に大幅に低下した。</p> <p>2. 借入のリファイナンスが不可能なためカザフスタ</p>	<p>1. 2007年の40億ドルに追加し、2009－2010年に向け国家基金より100億ドルを拠出する。政府は第二水準銀行に追加の資本増強を行う予定。</p> <p>2. 金融セクター健全化のため、カザフスタンに銀行の不良債権を買取るための「危機資産基金」<sup>1)</sup>を設立。基金総額は60億ドルで、そのうち10億ドルを政府が支出し、残りの50億ドルは市場の投資家か</p>	<p>1. 2010年から銀行定款資本の最低額を引き上げる予定。</p> <p>2. 最低準備率の引下げ、中央銀行によるリファイナンス資金供与の際の担保物件リストの拡大。</p> <p>3. 国が設立した安定化基金は銀行の資本を増強し、銀行を支援することができる。</p> <p>4. 銀行が追加株式発行のよ</p>

<p>ンの銀行セクターは 2008 年に 170 億ドルを支払った。うち、いくつかの銀行にはデフォルトの脅威が発生した。</p>	<p>ら集めなければならない。 訳注1) 2008年11月1日付政府 決定第996号で設立。</p>	<p>うな代替資金調達へシフトする。それにより国内株式市場活性化の可能性。</p>
<p>3. カザフスタンの銀行は融資金利を引き上げざるを得なかった。これは経済成長率に悪影響を与え、多くの国家プログラム、特に中小企業支援プログラムの実現を脅かした。</p>	<p>3. 大銀行の資本に国が強制的に参加する可能性を拡げた「金融安定化法」の成立。これは銀行にデフォルトの危険性がある場合に実施される。この対策はすでに「BTA バンク」や「アライアンス・バンク」に対して適用され、これらの銀行で国は株式の支配比率を獲得した。</p>	<p>また銀行は国内市場にシフトを余儀なくされる。それにより国内資金、すなわち個人および法人の預金を巡る競争が激化する。</p>
<p>4. カザフスタンのソブリン格付けおよび国内主要銀行の格付け引き下げ（「ナロードニー・バンク」、「カズコメルツバンク」、「BTA バンク」、「アライアンス・バンク」）</p>	<p>4. 今後 3 年間の銀行融資利率変更に対するモラトリーム導入。</p>	<p>5. 金融監督庁は国内金融セクターの規制を強化する。金融機関の自己資本率の現行の評価方法が改善され、国際会計基準により不良資産特別引当金形成手順が厳格化され、金融機関でのリスク管理に対する要求事項が強化される</p>
<p>5. 国は強制的に「BTA バンク」、「アライアンス・バンク」の資本に参加したが、これが債権者の否定的なリアクションを呼び起こした</p>	<p>5. 銀行預金の保証弁済額が 5,700 ドルから 40,000 ドルに引き上げられる。またカザフスタン・ペイオフ基金の定款資本金が拡大される</p>	
<p>6. 金融監督庁のデータによれば、2008年第3四半期の国内銀行の不良債権総額は 1,300 億から 1,700 億テングに増大した (\$1=150 テング)。潜在的不良資産総額は 1,600 億から 2,700 億テングに増大した。</p>	<p>6. 過去数年間の石油輸出で得た余剰利益により国指導部は特別準備基金を設立し、270 億ドルを貯蓄した。国家基金からの支援を最初に受けるのは建設および銀行業界、ならびに中小企業となる</p>	
<p>7. カザフスタンの経常収支の赤字額はブレント銘柄</p>	<p>7. 2009 年に自己資本最低額が引き上げられた 8. カザフスタン中央銀行は</p>	

のバレルあたり年平均価格が 40 ドル水準で GDP の 6.6%となる	第 2 水準銀行について、最低準備率を国内債務について 2%から 1.5%に、他の債務については 3%から 2.5%に引き下げた。 これは約 500 億тенге のフリーな資金を生み出すはずで、この資金は銀行融資をより活発にする可能性がある  9. 2009 年からリファイナンス歩合を 10%から 9.5%に引き下げた	
--------------------------------------	--	--

2008 年はカザフスタンの銀行セクターに影響するかなり多くの新しい要因をもたらし、これらはカザフスタン金融システム発展の新しい主要特徴となっている。最近の主要な傾向のなかで、金融にかかわるものとして、次を挙げることができる。

- ・ 銀行システム発展テンポの急速な低下
- ・ 資産の大幅な劣化
- ・ カザフスタン国内銀行の収益性の悪化

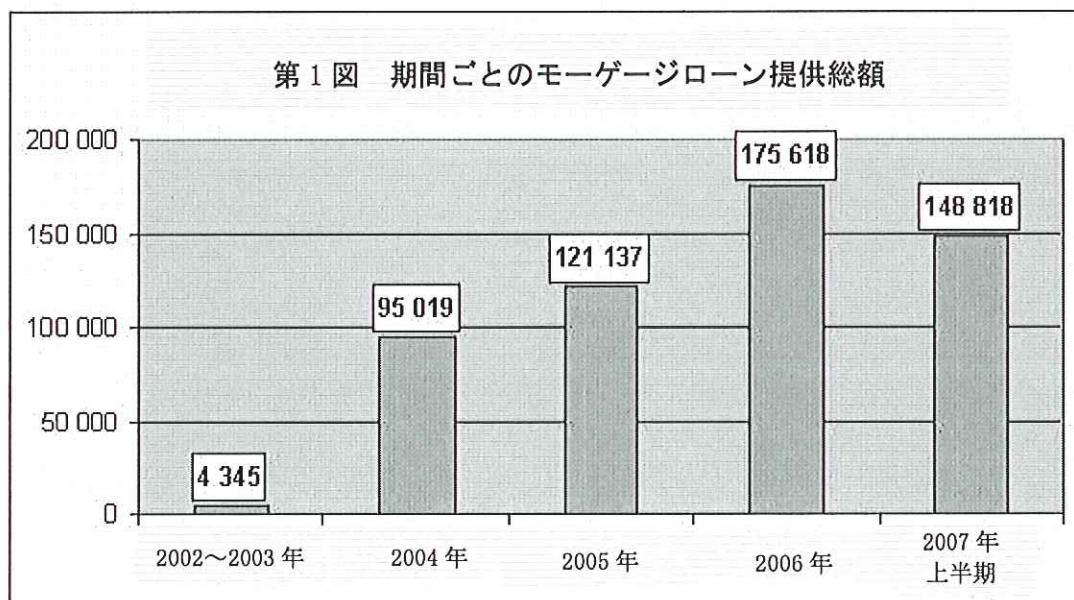
国際格付け機関「Standard & Poor's」は、2007 年には深刻な問題となつたリスクについて 2004 年の 12 月にすでに指摘していた。当時からすでにカザフスタン国内銀行の S&P による格付けは「投機的」カテゴリーにあつた。したがつて、銀行には収入源を多様化し、効率を上げ、業務およびリスク管理の質を向上させる新しい、より完成されたツールを導入するよう提案させていた。

これら機関の視点からすれば、リファイナンスを必要とする巨額の対外債務、不安定な不動産ならびに建設セクター、および他の問題セクターからの圧力、さらには小規模銀行

が必ずしも国の支援を期待できないという事実によっても問題は複雑化していた。国内銀行は対外債務、モーゲージローンおよび消費者金融、大きな短期的利益をもたらした建設業界への融資に夢中になっていて、カザフスタン経済の実体セクターの資金供給をおろそかにしてきた。これが「バブル」発生、および投機的気運の上昇へとつながった。

不動産バブル（アルマトイ市の住宅の1平米あたり価格は2001年8月から2007年8月までの期間でほぼ3000%高騰した）発生の原因のひとつとして、モーゲージローンの手軽さのほかに、職業的市場参加者ばかりでなく、国民の一定（かなり大きな）部分を巻き込んだ投機的熱狂もある。

建設ビジネスの急成長により、原料輸出は変わらぬまま、輸入量が増大した。銀行の金銭資源の大きな部分（50%まで）はモーゲージローンおよび施主企業への融資の形でこの業界と関連していた。銀行は積極的に建設会社に融資を行ったが、これらは金融危機が到来するまで資本回収期間が短く、収益性の高い貸出先と考えられていた。



出所: Risk Assessment Group

これら融資の実際のおよび潜在的な焦付きが徐々に拡大したことで、経済の実体セクターに資金供給を行う銀行の能力が大幅に制限された。これがひいては他の経済セクターでも、納入商品（提供業務）の支払に関する債務を履行する企業の能力に反映した。波及効果は時を待たずして事実上、経済のすべての分野に蔓延した増大する不払い危機として現れた。

結果として、発生した問題への対応の遅れが多くのカザフスタン国内銀行の信用格付け引き下げばかりでなく、2007年年末には国のソブリン格付けの引き下げにまで及んだ。これが共和国政府の否定的反応を呼び起こした。

銀行セクターの今後の発展は、銀行が自己資本率の基準値を遵守できるか、資産総額を拡大するために自己資本を拡充していく能力を持っているかに大きく依存している。銀行の融資ポートフォリオの劣化と関連して起きた損失のリスクが存在することを顧慮すると、わが国の金融セクターが成長する可能性は低い。

カザフスタン国内銀行はグローバルな信用危機で深刻な影響を受けるかもしれない。これは銀行がアグレッシブな対外借入政策を行っていたここ数年で銀行の外国依存度が大きく上昇したことによる。外国債務のリファイナンスは国際金融市場の新しい状況下では、さらに困難でコスト高になりつつある。まさにこの理由で国内金融システムの安定化に向け、政府はすでに4760億テング（\$1=150テング）を支出し、そのうち「BTA バンク」は2120億テングを、「カズコメルツバンク」と「カザフスタンナロードニー・バンク」がそれぞれ1200億テングを、また「アライアンス・バンク」が240億テングを受け取った。

「BTA バンク」に振り込まれた2120億テングは、政府決定により強制的に追加発行された投票権付き株式の75.1%の支払口座に入金されたことを特に指摘しておく。これが「BTA バンク」元取締役会会长ムフタル・アブリヤゾフと政府、国家福祉基金「サムルク・カジナ」を代表とする政府系組織、中央銀行、金融監督庁との間の深刻な軋轢へと発展した。アブリヤゾフはこの組織を乗っ取り行為および所有権の掠奪で非難した。政府は逆に、外国債権者に対する銀行債務が120億ドルとなったため、ムフタル・アブリヤゾフが銀行をデフォルト状態にまで追い込んだとして非難した。

政府は「アライアンス・バンク」の株式についても75%を支配したが、ここでは株主は

政府との衝突を避け、100 テンゲというシンボリックな金額で相当する持分を手放したことを探しておこう。このように、危機はカザフスタン金融市場の勢力図を大幅に描き変え、2 つのシステム構成銀行が国有化された。しかしこのプロセスは「BTA バンク」と「アライアンス・バンク」の外国債権者が期限前の償還を要求した場合には否定的シナリオとなる可能性もある。これら銀行の株主および幹部間でのガバナンスの交代がそうした要求の根拠となりうる。

すべての問題はこれら 2 銀行だけでも対外債務総額が約 190 億ドルにのぼることにある。さらに銀行からの資金流出の可能性もある。「BTA バンク」1 行だけをとってみても、これは 40 億ドルとなりうる。このような場合に、カザフスタン政府がこの状況を脱するには 3 つの方法しかない。ひとつは国家基金の資金を利用することだが、この基金はすでにカザフスタン経済に 140 億ドルを注入したため縮小している。もうひとつは外国債権者に債務支払の政府保証を与えることで、これは現在 21 億ドルの国家債務を自動的に増大させることになる。もうひとつは「BTA バンク」のデフォルトを宣言することだが、これは他のカザフスタン国内銀行のクロス・デフォルトの波を発生させることになりかねず、カザフスタン金融システム全体を脅威にさらすことになる。

この背景のもとでの通貨テンゲの切り下げはさまざまな反応を生んだが、この切り下げには外的な理由と内的な理由があった。外的な要因としては石油価格の急落があり、これによりわが国の国家基金が原料販売から得ていた収入が大幅に減少した。またカザフスタン商品の競争力を喪失させることになったロシアおよびその他 CIS 諸国での通貨切り下げ開始もその要因に数えられる。カザフスタン金融・銀行システム、建設セクター、農業、中小企業の維持に向けられた石油収益の減少、わが国の国家基金および外貨準備高の減少により、政府はすでに為替介入により自国通貨を高水準に保てる状況ではなくなった。この目的ではすでに 60 億テンゲが支出されている。これ以上テンゲのレートを頑なに維持しようとすれば、カザフスタン国家基金の資金が大幅に減少するか、または底をつく状況にもなりかねない。結果として、カザフスタン当局の意見では、実施した通貨切り下げはカザフスタン輸出企業にとって支援となり、これら企業はロシア、ウクライナ、ベラルーシ、中央アジア諸国からの安価な輸入の浸透から保護を受けたことになる。

しかし、他方で通貨切り下げはインフレを増大させ、わが国銀行システムに対する深刻

な圧力となった。2009年1月1日現在、銀行が供与した融資総額は7兆4500億テング（\$1=150テング）となり、そのうちテング建ての部分が4兆1600億テング、外貨（ドル、ユーロ）建ての部分が3兆2900億テングとなっている。外貨建ての個人負債総額は提供した融資総額の11.28%となる。通貨切り下げ後は、融資の返済に充てる外貨を得るために国民はより多くのテングを必要とするようになっている。このように、自国通貨の価値減少は返済期限切れ債務のさらなる増大につながる可能性があり、これが銀行の収益性を低め、銀行に追加の融資貸倒引当金形成を余儀なくさせることになるかもしれない。さらに銀行は、資産の一定部分が自国通貨建てなので、対外債務返済のため新しい資金を模索する必要がある。しかし国の支援なしには銀行にはそれができない。通貨切り下げ後は、銀行セクター以外でも、外貨および予算政策の状況も、不動産市場やカザフスタン経済の非原料セクターでも状況は不透明のままとなっている。

2009年2月4日に格付け機関「Standard & Poor's」は、テング切り下げは外的現実を反映しているが、カザフスタン政府にとってはリスクを伴うとの考えを表明した。この格付け機関は2009年に経常収支がGDP比で7.1%の収入超から、2.1%の支出超に変わることを予測している。またカザフスタン中央銀行理事長のグリゴリー・マルチェンコは、テング切り下げを行ったことにより、2009年のカザフスタンの経常収支の潜在赤字額が半減する、すなわち120テングのレートで実現したであろうGDP比8.5%ではなく、4.6%となると述べた。

2009年のカザフスタン経常収支の赤字額は、ブレント銘柄の石油がバレルあたり年平均で40ドルの水準にあるとすれば、おそらくGDP比で6.6%になるだろうが、カザフスタン主要産業製品価格の低下により、名目GDPは920億ドルまで縮小するかもしれない。同時に、今回実施されたテング切り下げにより、計画されていた共和国予算の3400億テングまでの37%削減の幅は、国家基金から国家予算への移転額がドル建てで固定されているため、縮まることがあるかもしれない。

第2表 カザフスタン経済にとっての通貨切り下げのプラスマイナス

プラス	マイナス
1. 国内製造業者の保護	1. 食料品価格の上昇
2. 外貨準備高の維持	2. 工業製品価格の上昇
3. 製品の競争力を失ったカザフスタン大規模輸出業者の通商条件の改善	3. サービス価格の上昇
4. 輸入品の高騰、その量の減少が国内生産商品の需要喚起につながる	4. インフレの加速
5. 為替の追加差益により国家予算の歳入の部が増大	5. 対外債務が高水準にある銀行セクターへの悪影響
6. 経済発展および雇用増加を促す輸入代替政策を効率よく実施する前提の整備	6. 同様の国産商品が生産されていない条件下での輸入品高騰
	7. 外貨に連動する融資の高コスト化
	8. 企業の稼動停止、労働時間短縮、無給、人員削減・解雇なしのレイオフ、失業率の上昇
	9. 国民の大部分の生活水準低下
	10. 社会的緊張の增大
	11. カザフスタン通貨、金融および銀行システムへの信用喪失
	12. 中小企業数の減少
	13. 危機を脱出した際にカザフスタン経済が急成長するための条件の欠如

しかし、それにもかかわらず、カザフスタン外貨準備高の減少が深刻な懸念を生じさせている。2008年9月末に国家基金の資金を含むカザフスタンの外貨準備高は480億ドルだったのに対して、2009年の年初には467億3500万ドルとなった。この際、国家債務または国の保証が付いた債務は3.3%増え、21億ドルに達した。民間セクターの債務は4.4%増で1033億ドルとなった。企業間債務（企業の外国関連企業に対する債務）は347億ドル、すなわちグロス対外債務（GED）の32.9%となった。

GEDの増大は非銀行商業機関の債務増加によるものだった。これら機関の債務は1-6月期比14.4%増で622億ドルに、すなわちGEDの58.9%に達した。現状から出発して、カザフスタン政府は2009-2010年には、従来は国家基金に計上されてきた原料セクターから

の収益を国家予算に計上する決定を下した。全体として、これは約 6000 億テングスとなり、すでに承認されている国家基金からの移転資金に加算される。

## 2. リアルセクターへの影響

第3表 危機の実体経済分野への影響

危機の主な原因		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実体経済セクター発展速度の緩慢さ</li> <li>・カザフスタン GDP 成長率の 50%は銀行システムおよび建設業界が担っていた</li> <li>・対外借入資金の流入減少が GDP 成長率の低下および対外借入資金の流出につながる</li> </ul>		
否定的影響	危機対策	展望
1. カザフスタン鉱業大手企業株価の半値割れ  2. 原料市場での価格下落がカザフスタンの輸出に深刻な打撃。石油価格がバレルあたり 40 ドルに下落で約 7000 億テングスの国庫歳入損失  3. 建設部門の停滞。一次および二次不動産市場での 40 － 50% の価格下落  4. 大幅なインフレ。政府が定めた 10% 変動幅を超える可能性。2008 年に非公式デ	1. 2007 年の 40 億ドルの追加として 2009-2010 年向けて国家基金より 100 億ドルの支出  2. 経済の全分野で国による規制の役割を強化  3. 鉱業セクターの課税率を高め、課税ベースの減少による国庫損失額を補填する新税法の策定。特に、2009 年から法人所得税を 30% から 20% に。付加価値税を 13% から 12% に引き下げる。これにより、企業にとっての望ましくない市況を緩和し、投資の可能	1. 2009 年に GDP 実質成長率が 2%、失業率は 8% 以下。2009 年年末にインフレ率 9% の水準を予測  2. 銀行セクターにおける危機による成長鈍化を補うため、政府は中小企業および建設セクター支援等さまざまなプログラムを通じた資金支出を継続しつつ、財政支出を拡大する  3. カザフスタン主要産業製品価格の下落により名目 GDP は 920 億ドルまで減少する可能性がある

<p>ータによるインフレ伸び率が 17%</p>	<p>性を拡大することができる。</p>	
<p>5. 経済のなかでの中小企業の割合が減少。課税ベースの縮小</p>	<p>4. 国内商品メーカー保護のための急激な通貨切り下げ</p>	
<p>6. カザフスタンの大手鉱業企業の対外債務は 2008 年に 80 億ドルとなった</p>	<p>5. 国内企業支援のため法律「国家買収について」、「カザフスタン調達分について」法を採択。これによりカザフスタンのビジネス界には国家機関、国家持ち株会社、国営会社を買収する可能性が開けた</p>	
<p>7. 移転価格(国際価格と原料 1 トンの輸出価格の差)による累計損失額が 1998—2007 年で 236 億 8700 万ドル (2007 年の 63 億 4360 万ドルを含む) となった</p>	<p>6. 全体として住宅建設支援および共同所有者の問題解決に 5450 億テングを支出 (\$1 ドル=150 テング)</p>	
<p>8. 2008 年 1—9 月期にカザフスタンのグロス対外債務は 1055 億ドルまで増大した</p>	<p>7. 事業活性維持のため総額 2750 億テングの中小企業金融支援を行った。規制による障害の大幅撤廃措置を継続し、ビジネスの税務検査に対するモラトリアムを継続した</p>	
<p>9. 共和国の 13 地域で全体としての鉱工業生産の落ち込みが見られる</p>	<p>8. 農工部門の発展に 2800 億テング、インフラ整備プロジェクトに 1200 億テングを支出</p>	
	<p>9. 危機対策の目的でわが国経済に全体として 2 兆 7000 億テングを超える資金が注入された</p>	

世界金融および商品市場の不安定さはカザフスタンの経済成長率にも反映した。独立国家共同体（CIS）統計局による2008年のデータでは、国内総生産（GDP）の成長率（3.2%）でカザフスタンはCISで最後から2番目の位置を占めた。カザフスタンの鉱工業製品生産高は対2007年比で2.1%増えた。これらのデータはカザフスタン政府および中央銀行の評価と一致しており、政府および中央銀行はカザフスタンGDPの実質成長率を3.1%水準、失業率約7%、2008年末のインフレ率を9.5%と示している。格付け機関「Fitch」は2008年の成長率を5%、2009年には僅か1%と見なしている。他方で、国際通貨基金はカザフスタン経済を分析し、GDP成長率について別の数字を示している。

第4表 国際通貨基金によるカザフスタン経済成長の推移

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
GDP成長率（%）	9.8	13.5	9.8	9.3	9.6	9.7	10.7	7	4.5	5.3

出所：国際通貨基金

2009－2010年に世界市場を巡る状況はおそらく、さらに深刻化し、カザフスタン経済への影響も否定的な性格を帯びてくる可能性がある。国際商品市場では中期的展望で、カザフスタン主要輸出品目が低価格に維持されるだろう。これはすでに石油ガス、採鉱業、鉄鉱・非鉄部門のカザフスタン大手企業の株価下落をもたらした。採鉱業および鉄鉱・非鉄企業は生産削減を宣言している。政府官僚はこれら企業の幹部と雇用削減禁止に関するメモランダムを調印することで、これに対応している。危機が深まりかつ拡大する状況下でこれらメモランダムの有効性は極めて疑問に思われる。

石油およびその他商品価格の下落により、危機条件下の現在カザフスタン経済維持のための資金源となっている国家基金もまた大幅な収入減となっている。現時点では国家基金から金融システム、建設業界、中小企業、農業支援に、またインフラ整備プロジェクトに140億ドルが支出されている。カザフスタン経済の発展が否定的シナリオをたどり、GDP成長率の低下が継続するならば、政府は国家基金と財政の支出を拡大しなければならないこと

になる。かつては国家基金に計上されていた原料販売による収益すべてを国庫に計上することがすでに決定されている。

経済構造に占める中小企業の割合が大幅に減少したことで課税ベースが縮小した。カザフスタン商工会議所のデータによれば、危機の結果、共和国内で中小企業の70%が倒産寸前の状況にある。状況はかなり重篤で、多くの企業は取引高が減ったため、活動を継続して、債務を維持(debt service)できる状態ではなくなっている。

全体として、わが国の産業・革新発展戦略が採用されていた2003年から2008年までの期間に製造業の割合は43%から33%まで減少した。中小企業維持のため、実業界の代表たちは税および監督規制による企業家への圧力をさらに軽減するよう運動している。企業家たちは中小企業に対して年利5%で融資のリファイナンスを行うよう主張している。過去に行った融資についてリファイナンスの利率を下げるのは、国が4大銀行の資本に参加したことによって可能になる。これはカザフスタンで提供されている融資の80%に適用される。政府が提案する年12.5%のリファイナンス利率は危機条件下の中小企業の間で評判が悪く、また銀行自体もこのような利率で融資を行いたくはない。

しかし、危機の影響を最も強く受けたのは、ここ5—6年で「バブル」が活発に膨らんだ後、一気にはじけたカザフスタン建設市場だ。結果として、一次および二次不動産市場で価格下落が続いている、下落率は建物のタイプや所在地により40—60%となっている。積極的に銀行融資を受けた多くの建設会社が現在は破綻状態にある。このため、カザフスタンの多くの都市で数多くの建設工事が事実上停止になっている。これにより共同所有方式の建設にすでに資金を納めた数千の共同所有者の利益が打撃を受けた。

現時点で自らの権利を守るために団結した共同所有者の抗議行動と関連して、社会的緊張の高まりが見られる。何人かの専門家の評価によれば建設市場で約250万人が働いていたということを考慮すると、建設破綻による負の波及効果は深刻なものとなる。これは多くの建設会社で大量解雇が行われたことと関連する。不動産業者店舗数も減少した。これらすべてがカザフスタンの失業率の上昇と、その結果として国民の購買力低下を招いたが、それはサービス産業にも影を落した。

国内信用を維持するために国家支出を拡大している条件下で、カザフスタン政府は、ま

ず鉱業会社により国庫歳入の追加資金源数を増やそうと試みている。このためにカザフスタンでは新しい税法が策定、採択され、その枠内で土地利用税に替わる地下資源生産税が導入された。財務省の意見によれば、これによって、本来国家に帰属するものであるはずの原料基盤からの安定した収益が共和国に確保される。追加のメカニズムとなるのは鉱業会社に対する輸出関税の引き上げである。

石油輸出関税はカザフスタンでは2008年5月に政府決定により導入された。当初の税額はトンあたり109.91ドルであった。関税は国際石油価格に基づいて計算式で算定し、一定の関税条件が保持される旨の条項を含む契約結んでいる輸出業者を除き、すべての石油輸出業者に適用される。これにより政府は、新しい関税の導入は財政目的を追求するばかりでなく、インフレをもたらす強力な要因となる国内石油価格の安定も狙っている。こうして、輸出関税は石油生産者に国内市場で石油を販売させる契機となり、鉱業企業は原料の納入を国内製油所向けにシフトし、それにより稼働率（現在、カザフスタンで製油所は処理能力の50—60%の稼働率で運転中）や燃料・潤滑材価格安定化の問題が解決できると財務省では確信している。

しかし石油価格の下落によりカザフスタン政府は投資家に対しては新税法の規準を緩和し、関税率はゼロにせざるを得なくなった。さらに税率は今や世界石油市場の状況により、四半期毎ではなく、毎月見直されることになるだろう。カザフスタン経済の発展に関する政府の悲観的なシナリオは年平均の国際石油価格が40—50ドルで推移するという前提に立っている。しかし、石油価格がバレルあたり25ドルまで落ち込むという状況もありえないわけではない。

政府の危機対策について言えば、2008年10月13日にN.A.ナザルバエフ大統領が政府の拡大会議でわが国経済のために共和国国家基金から100億ドルを支出する（2007年にすでに支出した40億ドルに追加して）ことを宣言し、政府に危機対策プログラムを策定するよう命じた。しかし一月半を経て初めて、すなわち2008年11月25日に政府は「経済および金融システム安定化に関するカザフスタン政府、カザフスタン中央銀行、共和国金融市场および金融機関規制監督庁の2009—2010年共同行動計画」を公表した。100億ドル（1兆2000億テング）は次の目的に割当ることが決まった。

1. 金融セクターの安定化 — 40 億ドル
2. 住宅セクターの発展 — 30 億ドル
3. 中小企業支援 — 10 億ドル
4. 農工部門の発展 — 10 億ドル
5. イノベーション、産業およびインフラ整備プロジェクトの実現 — 10 億ドル

危機対策計画実施の政府側主要運営者となったのは国家福祉基金「サムルク・カジナ」である。しかし、それにもかかわらずカザフスタン当局による危機対策措置の実現に「遅れ」効果が発生した。

現時点の経済状況を考慮して、政府は経済に波及効果のあるプロジェクトの優先実施と国民の必要な雇用水準維持に向けた柔軟な国家予算投資政策を行う必要がある。特に、公共設備網（給水、熱供給、電力、排水設備やネットワーク）の再建および近代化を行うことが決定された。また優先事項として地方自動車道の建設、再建および保修、社会インフラ、なかでも第一に学校や病院の設備更新が選定された。さらにカザフスタン政府当局は危機状況下でいくつかの大規模なインフラ整備プロジェクトのみを維持するよう決定した。具体的にはアティラウの石油化学総合施設の建設、2009 年にはモイナク水力発電所の建設、エキバストウズ国営地域発電所-1 の拡張および改造、バルハシ火力発電所の建設が挙げられる。政府の計画には「ベイネウ～ポゾイ～アクブラク」ガスパイプライン幹線建設、「西欧～中国西部」自動車トランジット回廊の改造も含まれている。

農工部門野について、政府は危機状況下で食料安全の確保と輸出の多様化を試みている。こうして、乳製品牧場、養鶏場の運営および発展、滴下灌漑を利用した果物・野菜生産の運営、農業機械組立産業の創設、食肉加工やファイン・ウール加工の発展、カザフスタン穀物の輸出インフラやその高度な加工処理の発展等のような輸出志向の生産分野を発展させるための投資プロジェクトへの資金供給を継続することが決定されている。政府の計算によれば、輸出特化によって将来は 50 万人を超える雇用を創出でき、今後 5 年間で GDP 成長率増加の約 8% の上乗せが確保できる。

不動産分野での支援対策の枠内で、政府は国民が最近 4 年間に受けたモーゲージローン

のリファイナンスを行うことを予定している。リファイナンスの対象となるのは、借手にとって唯一の住居となっている 120 平米以下の物件を担保にしたローンである。リファイナンスは「カザフスタンモーゲージローン会社」を通じて行われることになるが、同社は銀行から債権を買取るか、または銀行に契約条件に見合った預金を設定し、以後はその預金を住宅ローンのリファイナンスに向けることになる。

### 3. 危機の社会・政治的影響

#### (1) 失業率

2007 年末の危機勃発はカザフスタン経済全体に最初の深刻な影響をもたらした。

第一に、建設業界の従業員の失業率が上昇した。

第二に、解雇された者の多くがモーゲージローン債務者でもあったため、このローンの焦付きについて現実的な脅威が生じた。彼らが職を失い、ローンとその利子の返済に充てる唯一の資金源となる給与を失ったためだ。

2009 年 1 月 1 日現在、共和国内で活動を停止した企業は 25 社を数え、そこでは 7000 人を超える従業者が働いていた。部分雇用契約の企業は 234 社で、そこで働く人は 72000 人を超える。このうち 28000 人が一時帰休の状態か、または短縮労働日体制にある。公式データによれば 2008 年 1 月 1 日時点の中小企業の雇用は 140 万人である。しかし 2008 年 4 月 1 日にはすでにこの数字は経済停滞の結果として 80 万人にまで縮小している。2009 年にはカザフスタンの失業者数に関する全体予測は 90 万人となっている。

これと関連してカザフスタン政府は失業対策を 2009 年の優先事項と宣言した。雇用問題解決のため特別の省庁間作業グループが設置され、このグループは解雇される従業者の就職斡旋、職業再訓練、一時的雇用の創出を担当している。

公共事業、インフラ施設および社会福祉施設の建設等による雇用創設の幅広い追加総合

対策が計画される。さらに社会保険基金から企業従業員に対して手当が支給される。また国内労働市場保護のため、今年は外国人労働力のクオータが対 2008 年比で半分に削減される。全体として、地域雇用を確保し、人員の再訓練を行うため国は 1400 億テング以上を支出した。政府によれば、これにより少なくとも 35 万人のカザフスタン人に職を確保することができる。

## (2)生活水準の低下

統計庁のデータによれば、カザフスタン人はカザフスタンの経済状況がさらに悪化し、貯蓄が減少すると考えている。2009 年 1 月の調査では最近の 12 ヶ月で国内の経済状況が良くなったと答えた回答者は 24%、同時に同じ割合の消費者が悪くなつたと答えている。「景況感指数」について言えば、26%がこれから 12 ヶ月に国内の経済状況が悪化すると予想している。

インフレ進展で最も強い影響を受けているのは、まさに現在の社会・経済および政治システムの支持者である国民層およびグループ、すなわち新中流階級（急成長を遂げているサービス産業の従業員）、小規模企業主、一般に大都市の住民である。すべての問題は、現時点で中流階級に属する社会層が未だ少数で（15—25%）、経済危機が起つた場合にその比重がさらに小さくなることにある。このような状況は労働市場で非雇用の国民数が増大していることにも現れている。他方で、危機はカザフスタン人の大部分の物質的状況の低下もたらす。まさにこの理由で中流階級に属する人が、その下端まで落ちて、自分の社会的ステータスを失う。このプロセスが末端層の増大を促すことになり、この層が異議申し立ての気運を強めることになる。その結果として、もし危機があまりにも長く続いた場合、社会・政治システムは強度余裕を失い、グラついた均衡の状態に陥る。危険は社会のなかに新しい潜在的な緊張のタネが播かれたことがある。これはまず住民の自然発生的な移住として起こり、またその結果として、大都市近郊で見られるような土地の略奪プロセスが発生している。

さらに危機に際して国家住宅プログラムが失敗に終われば、それは土地および所有物の略奪の新たな波を呼ぶことになり、ひいては社会的緊張の高まりにつがなる。これらすべては、社会のなかの些細な金融上のいさかいでも、相當に深刻な結果をもたらしうること

を意味している。これに関連して、カザフスタン当局は来年には国民の社会支援を拡大する予定だと声明を出した。2010 年には国家公務員給与と学生の奨学金は 25% 引き上げられ、2011 年にはさらに 30% の引き上げとなる。年金の平均額も 2010 年に 25%、2011 年に 30% 引き上げられる。

## 結論

1. カザフスタンは中央アジアに位置しつつ最も世界経済への統合が進んだ国で、他の諸地域よりも強くグローバル危機の影響を受けている。
2. 国内経済は 3 つの大きな問題を抱えている。それは対外債務が大きく膨らんだこと、建設市場の発展が減速していること、原料国際価格の下落。
3. カザフスタンは有利な国際経済市況を利用できず、また経済の実体セクターに投資し、経済を多様化するため国内資源を有効に利用して原料依存を克服することができなかつた。結果として、長期的展望で策定され、すでに検証済みの構造・投資および産業政策を、場当たり的な「ブレークスルー」プロジェクト、個別の部門およびセクターの発展戦略に変更せざるを得ず、これが実体経済セクターの方向感を完全に喪失させた。
4. 国家基金から支出した資金が目的に沿って使用されているか、明確な監視メカニズムが存在しない。その結果、支出された資金は金融市場に残り、第 2 水準の銀行が自己利益のために使用しており、経済の実体セクターに対する融資は不足している。
5. 悲観的な予測では 2009 年に経済のあらゆる分野で実質的に状況が悪化する可能性がある。危機の影響を最も深刻に受けることになる中小企業である。
6. カザフスタンの輸出で 90% を占めるのは石油、石炭、その他の地下資源である。したがって、今回の危機は、否定的影响だけではなく、経済の多様化に向けた一定の展望を描くためのきっかけを与えることにもなっている。

## 補論：他の中中央アジア諸国にとっての世界金融危機の影響

第5表 2008年の中央アジア諸国の経済発展の水準

国名	GDP成長率(%)	インフレ率(%)	GDP比の対外債務水準(%)
カザフスタン	5	20	90
キルギス	7	27	102.7
タジキスタン	4.1	31	32.4
トルクメニスタン	9.5	12	30.2
ウズベキスタン	8	18	17-19

出所：国際通貨基金、CIS統計委員会、中央アジア諸国公式統計データ、Risks Assessment Group

中央アジア諸国間に存在したグローバル金融システムとの結び付きの程度の差異が、地域各国の経済に世界金融危機の悪影響が及ぶ速度および規模の違いをもたらした。このことは、その悪影響を解消するために各国が用いた方法の違いとしても現れているが、こうした方法の有効性は2009年に明らかになるだろう。

第6表 世界金融危機の他の中央アジア諸国への影響

キルギス
危機の主な原因
<ul style="list-style-type: none"><li>WTO加盟国</li><li>銀行システムの脆弱さ。銀行は主にカザフスタン第2水準銀行の支援により発展した</li><li>外国からの投資への依存度が高い</li></ul>

否定的な影響	危機対策	展望
1. 2008年にキルギスの GDP 成長率は7%に減速した (IMF)。2008年の国家予算歳入は11億7000万ドル、歳出は12億ドル	1. キルギス政府は2009—2011年の自国経済発展戦略を策定。その実現には80億ドルが必要。 戦略実現のための資金の一部は国家予算から支出(48億ドル)、残りの資金は民間セクター(28億ドル)と国際金融機関(6億ドル)が提供する	1. キルギス財務省予測で2009—2011年のインフレ率は12-13%を上回らない
2. 労働移民からの送金が減る可能性がある。ロシア、カザフスタンで失業率が上昇した関係でこれらの国から大勢の移民が帰国してくる脅威	2. 金融リスク早期警告システムの開発	2. 公式データでGDP成長率の現実的な数値は2009年6%、2010年6.1%、2011年6.2%と予測される。 IMFデータで2009年のGDP成長率は6.5%となる可能性がある
3. 危機は為替レート、および国民の自分の銀行預金に対する信頼に影響するかもしれない	3. 目的限定の中長期国債発行および募集、国債(財務省証券)の証券市場での募集、国が参加した統一証券保管振替機構の設立	3. 新しい「共和国発展戦略」に7.9%レベルのキルギスGDP毎年成長率を明示。IMFの計算によれば6.5%
4. 公式データでキルギスの2008年1—9月のインフレ率は15.6%。しかし CIS 国家間統計委員会のデータではこの年7ヶ月間について消費者物価指数が前年同期比で26.8%上昇した	4. 「債券市場」法ならびに「キルギス金融市场規制監督庁」法を策定	4. キルギス労働移民からの送金が縮小する脅威。現時点で国外出稼ぎ労働者の送金総額はキルギスGDPの31%
5. 不動産市場での価格下落	5. 2008—2011年の金融市場発展のための行動プログラムおよび計画の採択	5. キルギス対外債務増大の問題。これは同国が新しい投資を誘致する可能性を低める。内外状況が悪化の方向を辿れば自国通貨のデフォルトもありうる
6. エネルギー危機および食	6. キルギス中央銀行は、ソ	6. 「金融市场の国家規制当

料危機の拡大	ム・レートの変動を落ちさせ、投機的雰囲気を防止するために為替介入を実施。ソムの急落を防ぐため中央銀行はその準備金から 1 億 2000 万ドルを売らざるを得なかった	局」法の採択により金融市场、特にノンバンク・セクターでの国家規制を強化
7. キルギス経済への投資資金流入の急激な縮小。キルギスは今のところ世界経済への統合度は高くないが、同国はロシアおよびカザフスタンからの投資に依存度が高く、これらの国で停滞が起こっている	8. 銀行預金の保証弁済額を 2 万ドルから 10 万ドルに引き上げ	7. 想定外金融状況の脅威を和らげ、その対策をとるための特別基金の設立
8. キルギスの主要な輸出商品のひとつとなる金の生産縮小	9. ロシア財務省はキルギスに対し、年利 0.7% で、40 年間の 20 億ドル融資の可能性を検討中	8. ロシアおよびカザフスタンの状況がキルギスに間接的影響を与える
9. 巨額の对外債務。債務維持に国家予算の 11% を充当する計画		9. 国内インフレ率は 1 年間の実績で 22.5%

### ウズベキスタン

#### 危機の主な原因

- ・銀行システムは世界経済への統合度が低い
- ・証券市場が存在しない
- ・共和国経済は外国資金源への依存度が高い
- ・ウズベキスタン経済では国内投資の割合が大きい

否定的な影響	危機対策	展望
1. 2008 年、ウズベキスタンの経済成長率は 8% まで鈍化した(IMF)	1. 商業銀行の資本化水準向上、その金融安定性確保。商業銀行の総資本が 2007 年の同期比で 40.6% 増大し、13 億ドルに達した。銀行資産は前年同期	1. ロシアおよびカザフスタンで働くウズベキスタン出稼ぎ労働者の収入減でウズベキスタンへの送金額が大幅に縮小した

	比で 30.9% 増大し、85 億ドルに達した	
2. あらゆる種類の消費財およびサービス価格の高騰、保護を受けない国民層の貧困ラインの下落が継続	2. 共和国中央銀行理事会による「銀行活動を規制する銀行法および規則への違反に対して中央銀行が商業銀行に適用する措置および処罰に関する規則」への修正が発効した	2. 2009 年に GDP 成長率が 7.5% まで減速
3. 2008 年 5 月初めにウズベキスタンの対外債務総額は GDP 比で 17% となり、36 億 7200 万 ドルを超えた。 その債務維持費用は毎年 9 億 ドル		
4. 世界需要が減少したため綿花輸出量が減少(75% が外国市場向け)。 貿易黒字は 24.4 億 ドルとなっている(前半期)ように、ウズベキスタンの経済の成長要因は対外貿易であるため、同国は金融危機の「二次的な」影響を感じている。 対外貿易取引高構成で、共和国は CIS 諸国(総取引高の 38.6%)よりも、周辺諸外国(総取引高の 61.4%)との貿易量が多い。 それゆえ、ウズベキスタンの外国パートナーがどれほど早く金融危機を克服できるかに多くが依存している		
5. ウズベキスタンの農工部門は早晚自らの製品の販売が困難になるだろう。 先導的企業「ウズデウ」の主な販売市場はロシアとカザフスタンだったが、そこでは今、經		

済問題が存在する		
<b>タジキスタン</b>		
危機の主な原因		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界経済への統合度が低い</li> <li>・銀行・金融システムが脆弱</li> <li>・市場制度が脆弱</li> </ul>		
否定的な影響	危機対策	展望
1. CIS 国家間統計委員会のデータによれば、2008 年 1~8 月に最も高いインフレ率を記録したのはタジキスタンであった(年率にして 30.7%)。政府の意向ではインフレ率は 15% の水準に抑えられるはずだった	1. 対外債務管理戦略の採用	1. ロシアやカザフスタンの経済停滞はタジキスタン出稼ぎ労働者の収入減少につながる可能性があり、これはタジキスタンへの送金額を大幅に減少させる。これにより同国の收支バランスが崩れることもある。送金はタジキスタン GDP の 36~37% に相当するからだ
2. 2008 年にタジキスタン GDP の実質成長率は 8% の予測(IMF)に対して 4.1% まで落ち込んだ	2. 食料安全の確保および農工部門の発展	2. IMF の計算で、同国の対外債務は 2009 年に GDP の 56% まで増大する。しかし急速な債務の蓄積は国家予算にとって圧力となる
3. 食料品の価格が上昇しているが、これは輸入品のインフレ率が 99% となっていることが原因。インフレが発生しているのは外国市場で、消費財市場ではほとんどすべての商品が輸入品である	3. 投資資金流入の改善、起業および対外経済活動のより活発な発展	3. 2009 年の GDP 実質成長率は 7.0% だった(IMF)。CIS の統計委員会も同様の予測を立てている
4. エネルギー危機は工業生産の発展速度に深刻な打撃を与えている		
5. タジキスタンは「収入レベルの低い CIS 国」という IMF のサブ・グループに属している		

6. 貿易収支の赤字は約 11 億ドルだった		
7. タジキスタン財務省のデータでは、現在、対外債務総額は 12.00 億ドル、すなわち GDP(37.00 億ドル)の 32.4%。不可抗力状況が発生した場合、債務維持に必要な資金が不足する。そのため、共和国の金融システムは脆弱な状態にある		
8. タジキスタンは原料、すなわち主にアルミと綿花の輸出に大きく依存している。これらは国家予算歳入の 75% を占めている。これら商品に対する世界の需要は最近、落ち込んでいて、その分外貨売上高も減少している		
9. 1月初めの時点でタジキスタンの外貨準備高は 1 億 9860 万ドルまで縮小した。これにより、同国はこれ以後の大規模な介入をひかえざるを得ず、変動相場制に移行した		
10. 共和国経済への投資額は 13 億ドルを超える。主にそれは政府が受けた融資。 直接投資源となっているのは近隣諸国のロシア、中国、カザフスタン。 タジキスタンの中央銀行は投資資金の国外流出を指摘していない。しかしロシアとカザフスタンからの投資総額が減少しているのは明らかだ。カザフスタンからタジキスタンへの投資額は 2008 年 9 月 30 日現在		

で1億4620万ドル、逆方向の投資額は2620万ドル		
11. タジキスタン中央銀行は自国通貨ソモニの為替レート維持のためすでに約5000万ドルを費した		

### トルクメニスタン

#### 危機の主な原因

- ・経済が外の世界から孤立
- ・自国経済に外国からの投資の割合が小さい、またそれは石油生産部門に集中している
- ・共和国の金融セクターに市場メカニズムが存在しない
- ・対外経済活動は国家が完全に管理

否定的な影響	危機対策	展望
1. 消費者物価の上昇。高いインフレ率	1. 対外貿易の黒字は27億8850万ドルで、2007年よりも47%伸びた	1. 2009年のGDP実質成長率は10%となる(IMF)
2. 共和国経済の特徴は、トルクメニスタンが資源の大部分をある国々に輸出して、製品を他の国々から輸入していることにある。世界金融危機によりこれら分野に小さな変動が発生すると、トルクメニスタン側には深刻な影響が現れてしまう	2. 天然資源、共和国の経済ポテンシャルを考慮して、3つの優先方向を選択した。すなわち燃料エネルギー分野、農工部門、大衆需要商品の生産	2. 現時点ではトルクメニスタンは真剣な経済改革を必要としており、それは次の対策を含む必要がある： ・インフレ抑制 ・国内為替市場の自由化、特に為替取引場の開設および活発な活動 ・大部分の工業企業の民営化、株式会社化を加速
3. 共和国は深刻な外貨収入不足を感じている。トルクメニスタン産ガスの主な輸入国、ウクライナ、グルジア、アルメニアはガス納入代金30億ドルを借金している	3. 2008年にトルクメニスタン経済への投資額はほぼ4倍となった	
	4. トルクメニスタン経済はガス販売と強く結び付き、その	

	価格に依存している。天然ガスの価格は他国代表との2国間交渉で決まり、国際取引場の需要と供給の関係で決まるのではない。事実上、価格は固定相場の性格があり、世界経済の市況動向に左右されない	
--	--	--

世界経済危機の外的影響を背景とした中央アジア諸国の経済状況の分析により、次の結論を引き出すことができる。

第一に、この危機の影響の規模、深さ、速度は中央アジア地域の各国で大きな違いがある。特に欧州復興開発銀行（EBRD）の報告は、中央アジア地域は2009年に経済成長の大変な減速を予測している。

第二に、中央アジアの2国、カザフスタンとキルギスが特に高いリスクにさらされている。

キルギスについては、国内銀行系列のほぼ80%が子会社組織を通じてカザフスタンの銀行に所属していた状況が、特にカザフスタンで経済停滞が始まった後は、キルギスの金融システム全体にとって否定的に作用した。

外的要因に対してキルギス経済の脆さを高めた追加要因は、この国がWTOに加盟していること、それに外国からの投資、国際融資への大きな依存だ。状況をさらに悪くしているのは長引く政治的不安定で、このために政府は外的要因の否定的影響を解消する迅速で、有効な対策をとる能力が低下している。

EBRDの専門家はキルギスの経済成長率が5.9%に減速すると予測している。しかしひと月前まではこの予測値はこれより低く、4%以下のレベルにまで引き下げられていた。インフレは13%のレベルで予測されている。共和国は自国通貨の価値低下に見舞われるかもしれない、中央銀行には厳しい年になるだろう。

第三に、カザフスタン以外の中央アジアの大部分の国にとって、金融危機の「二次的」影響が深刻になる。

ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタンには現代的な銀行システムや証券市場が存在しないため、これらの国は世界金融システムからかなりな程度絶縁されているとはいえ、グローバル・レベルでの金融ボラティリティの上昇、ロシアやカザフスタンの停滞はネガティブな影響をこれらの国の経済に与える。

特に警戒しなければならないのはタジキスタンで、この国は危機に沈みつつある。慢性的食料不足、崩壊しつつあるエネルギーインフラ、日常的な汚職は大きな問題をもたらす。エモマリ・ラフモン大統領体制のもとで根本的な改革がなされない限り、袋小路からの現実的な脱出方法はありえない。国家破綻の可能性も排除できない。というのは今日すでに国内には静かな崩壊の特徴が見えているからだ。しかし政府は、社会保障、保健、教育といった死活にかかわる重要問題で実際に何もしていない。

トルクメニスタンはこれより良好な状況だ。たとえば、EBRD の最近の報告のひとつは、トルクメニスタンは地域内 28 カ国のうちで最も成長率が高かったと確認している。2008 年 11 月に国際通貨基金（IMF）のミッションが同国を訪問した。その総括として団長のピーター・ウイングリーは「トルクメニスタン政府は経済改革の実行、特に為替レートの統一で大きな進歩を達成した」との声明を出した。このほか、ミッションは通貨マナトのデノミやその他、金融セクターの発展対策を含む金融改革の準備が綿密に行われていたことを肯定的に評価した。こうした肯定的な評判は、ある程度、トルクメニスタン経済の世界経済システムへの統合度が低かったために危機の影響が少なかったこと、そしてガス価格が高い水準に維持されたことに起因していた。

現時点でいくつかの危険な傾向を抽出できる。

- ・ ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンで GDP のかなりの部分を占める国外出稼ぎ労働者の送金額が減少するかもしれない。
- ・ カザフスタンやロシアで失業率が上昇し、移民受け入れ政策が厳格化したために、こ

これらの国から労働移民のかなりの部分が祖国に帰ってくるという現実的な脅威が現れた。

- ・ キルギスやタジキスタンで、システム構成産業部門を維持する役割を果たしている外国からの投資資金の誘致額が減少する。
- ・ 世界食料およびエネルギー危機が継続した場合には、カザフスタンやロシアからの食料および燃料・潤滑油輸入に新しい制限が導入される可能性も排除できない。これはウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンでの食料品やガソリン価格の大幅な上昇、インフレの急騰、さらには社会的緊張の増大をもたらす。
- ・ 世界市場で支払い能力のある需要が低下したためにカザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンの主要輸出商品の販売高が減少する脅威がある。対外貿易収支が赤字になる可能性もある。例外はトルクメニスタンで、この国的主要輸出商品はガス、そしてガス価格は他国代表との2国間交渉の結果として決まり、国際取引場での需給で決定されるわけではない。事実上、価格は固定相場の性格があり、商品市場での景気動向にはあまり左右されない。
- ・ タジキスタン、キルギス国内の水理工学施設の近代化への外国からの投資が縮小する可能性がある。これは中央アジア地域全体の新たなエネルギー危機をもたらし、隣国同士の関係に緊張を生じさせることになるかもしれない。

第四に、中央アジア諸国の大部分での経済状況の悪化は、残念ながら、地域としての協力関係強化のプロセスには至らない。なぜならむしろそれぞれの国は単独で生き残りの道を模索することになるからである。

## II. 世界的金融経済危機のウズベキスタンへの影響: いくつかの社会的、経済的、政治的結果

*Research & Consulting Group "Partner"*

ウズベキスタンは、政府が推進している経済の段階的自由化政策、特に金融セクターに対する厳しい規制、外国借款、投資誘致に関する均衡の取れた政策のおかげで、世界的金融危機の影響を直接的には受けることがなかった。その一方で、ウズベキスタンは主要な貿易・経済パートナー諸国における状況を通じて、金融・経済危機の間接的な影響は蒙っている。

### 1. 2008 年の社会・経済発展に関する若干の総括

ウズベキスタンの 2008 年における発展は全体としては肯定的なものと性格づけることができる。2008 年には比較的高い経済成長率、マクロ経済の安定が実現され、経済の主導的分野における構造改革、近代化、技術・設備の更新活動が継続された。

公式データによれば、2008 年のウズベキスタンの GDP の成長率は、予測値(8%)を超える 9%となった。生産量（取引量）の増加率は、鉱工業で 12.7%、農業で 4.5%、建設業で 8.3%、小売流通業で 17.2%、サービスで 21.3%であった。昨年提供されたサービスの量は前年比で 21.3%増加しており、GDP の 45.3%を占めた。特に金融部門のサービスの増加は 32.2%となった。

積極的な投資政策の実施により固定資産に対する投資が 28.3%増加し、そのうちでも直接外国投資、クレジットの増加率は 71.2%となっている。全ての資金源をあわせると 64 億米ドル分の投資がなされ、GDP に対する投資の割合は 23.0%となった。総投資額の約 50%は、生産の近代化及び設備更新に対するものである。

適度に厳しい貨幣・信用政策の結果、インフレ率は年間 7.8%と予測された範囲にとどま

った。政府は2009年のインフレ率は7-9%を超えないだろうと考えている。

第1表 2007-2008年の社会・経済発展を示すいくつかの指標

指標	2007	2008	2009*
GDP成長率(%)	9.5	9.0	8.0
対外貿易高(100万ドル)	14227.1	19077.0	-
輸出(100万ドル)	8991.5	11572.9	-
輸入(100万ドル)	5235.6	7504.1	-
投資の増加(%)	23.0	23.8	-
インフレ率(%)	6.8	7.8	7-9
国家予算収支(-/+ : %)	1.1	1.5	-
対外債務(対GDP%)	17.0	13.3	-

(注) \*は予測値・

対外貿易については、国外市場の好適な条件が、ここ数年のウズベキスタンの経済成長を支える重要な要素となっていた。国外市場の市況が悪化したにもかかわらず、対外貿易高は2008年には21.4%の増加を記録し、商品及びサービスの輸出は28.7%増加した。GDPに占める対外貿易の比率は69.2%であった。この結果、対外貿易収支の黒字は著しく増大した。

過去数年にわたり、輸出品の構成に占める競争力を有する完成製品の比率が増加し、原料部門の生産物の比重が低下するという確かな傾向が続いている。2008年には非原料商品の輸出全体に占める割合は71%を超えた。ウズベキスタンの伝統的な輸出品であった原綿の比率は2003年には20%であったものが2008年には12%にまで低下した。

対外貿易高の37.8%はロシア(20.2%)、ウクライナ(8.4%)、カザフスタン(4.8%)を中心とするCIS諸国との間のものである。対外貿易高に占めるCIS諸国の比率は2007年と比べて6.1%の微減となっている。

2008年のその他の国々との対外貿易高は2007年に比べて47.5%増加した。CIS諸国以外の国で対外貿易高で上位を占めるのは中国(6.8%)、イスラエル(5.7%)、韓国(5.5%)である。

第2表 2007-2008年の輸出入の構成及び量の変化

	構成比 %		2008年の対前年比 %
	2007	2008	
輸出	100.0	100.0	128.7
綿花	12.5	9.2	94.6
食料品	8.5	4.4	67.5
化学品及びその加工品	6.8	5.6	104.8
エネルギー及び石油製品	20.2	25.2	160.5
鉄鋼及び非鉄金属	11.5	7.0	78.8
機械設備	10.4	7.5	93.7
サービス	10.7	10.4	124.4
その他	19.4	30.7	2倍
輸入	100.0	100.0	111.5
食料品	7.2	8.1	126.1
化学品及びその加工品	13.1	13.0	110.5
エネルギー及び石油製品	3.5	2.1	66.5
鉄鋼及び非鉄金属	7.5	6.8	100.6
機械設備	49.6	53.3	119.8
サービス	5.8	5.7	109.2
その他	13.3	11.0	92.9

## 2. 世界的金融危機の影響がウズベキスタンへ及ぶ過程

ウズベキスタンへの金融危機の影響のネガティブな側面としては国内、国外需要の低下が挙げられる。これによって2009年の経済成長率は鈍化し、投資活動にも悪影響が生じるであろう。世界的経済危機の悪影響は、主として次のような過程を経てウズベキスタン経済に及ぶことになる：

- 主要な原料輸出品（金と天然ガスを除く）の市況の悪化。特にロシアとカザフスタンでの工業製品及び食料品の需要及び輸出量の減少。輸出からの収入は20-30%、金額にして20-30億ドル減少するものと予測される。

- ウズベキスタン経済への外国投資の流入の低下。公式ソースによれば、世界的危機の継続にもかかわらず、2009年のウズベキスタン経済への外国投資は18億ドルに達するとされるが、その投資の大部分は石油・ガス部門に向けられることになる<sup>1</sup>。直接外国投資の減少する可能性が最も高いのは加工業部門であり、その減少額は4-5億ドルとなる。国内外の需要の低下に伴い、国内の生産者及び外国の投資家の生産施設の拡充のための投資意欲も低下する。
- ロシアとカザフスタンにおける建設工事の減少とサービスセクターの縮小による個人による国外からの送金額の減少。予測によれば減少量は50%、金額にして10-15億ドルになる。

送金の減少は投資の低下にもつながる。なぜならこうした資金の多くは住民によって日々の消費にだけではなく、個人用の住宅建設部門への投資という形でも利用されているからである。

このように、ウズベキスタンにとって金融危機とそれに続く不況の最も深刻な影響は、2009年の国内への資金の流入が30-50億ドル減少するということである。

この数値は専門家による予測値である。世界的危機がウズベキスタン経済に与える影響の本当の規模は2009年の後半の初めにはより明確になるだろう。まず、政府が行った危機対策プログラムの最初の効果、特に輸出企業支援策、食品及び消費財の生産促進策などの結果がその頃までには明らかになるはずである。またウズベキスタンにとっての最重要的貿易・経済上のパートナーであるロシアとカザフスタンが危機から脱出する展望がよりはつきりしてくるのもその頃のはずである。

---

<sup>1</sup> エネルギー資源価格値上がりの鈍化（低下）によりロシアの油田・ガス田開発に対する意欲が低下することから、石油ガス部門への直接外国投資の減少はそれほど大幅なものにならないだろう。中央アジアでの油田・ガス田の魅力は、特に中国の存在によって保たれる。中国ではアメリカや欧州ほどGDPの低下が大きくなく、したがってエネルギーに対する需要も維持される。

### 3. 社会的・経済的影响

**国家の収入の減少** 課税ベースの縮小は避けられず、それに伴って国家予算の収入が減少することにより、政府が社会福祉分野でその義務を果たすことに困難が生じる。

国家予算の黒字が減少し、1-2%の赤字が生まれるかもしれない。予算収入の減少は、経済の実体セクターを担う企業における生産量の低下の結果、税収が減少し、民間企業の活動が低下することによってもたらされる。予算の支出が増加するのは、社会福祉関連の支払や補助金（特に失業手当など）の金額が増大し、世界市場での価格低下のために収入を失った国内の輸出品生産者を援助するための出費も増える可能性があるためである。

復興開発基金（FRR）などの予算外基金への通貨の流入も縮小されることが予想され、これは、政府が経済を近代化し、安定化対策を実施するためのプロジェクトを実行する力が低下することを意味する。現在 FRR の資本金は 32 億ドル以上で、その資産を 50 億ドルにまで増加させることが計画されている。

**インフレ** 世界の食品（穀物、米）及び石油市場での価格低下はウズベキスタンにネガティブなものだけでなく、ポジティブな影響も与える。例えば、これにより国内のインフレ率が低下し、ウズベキスタンの消費者市場の状況が著しく健全化され、消費需要がある程度活性化されることになる。

**利率** ウズベキスタンの主要輸出商品の価格が低下することによるドル流入量の減少、及び、送金額の減少は、通貨の高騰、さらにはまず非公式な形、ついで銀行セクターでの公式な形での利率の上昇をもたらす。金融仲介機能が十分に発達していないため、これによって民間企業が融資資金を入手しにくくなり、小規模の企業の倒産にもつながりかねない。

国内、国外市場の縮小による企業の支払能力低下により、商業銀行資産中の不良債権の割合が増加することが考えられる（特に長期に優遇条件での貸付を行っている銀行において）。不払い金額は増加する。収入の低下とスムの平価切下げにより国民が貯蓄に回す資金

も減少するという状況下で、こうしたプロセスは銀行取引の収益性の低下、ひいてはその今後の銀行の資本増強力(capitalization)の低下につながる。

**為替レート** 国内への外貨流入が減少していることを考えると、スムのレートは下がり続けるはずである。しかしこれは「闇市場」でのみ起きる現象となろう。なぜならスムの公式レートでは計画的な平価切下げが行われており、この政策はおそらく継続されるはずだからである。スムのレート下落は、スムによる銀行預金を含むスム資産への国民の関心を低下させることになるかもしれない。その結果、商業銀行の預金高の増加が鈍化し、銀行の今後の自己資本比率にも悪影響が生じることになる。

**国民の就労率および収入の低下** 近隣諸国で見られるような大量解雇はウズベキスタンでは起こっていない。しかしながら労働移民が帰国する傾向が強まっていることや国内の雇用が正規のセクターにおいても闇セクターにおいても減少していることから労働市場の状況は厳しくなるだろう。

失業の増加と国民の収入低下に伴い、国内需要が低下することも避けられない。これが最も顕著に現れているのが工業製品（輸入品、国産品とともに）に対する需要である。人々は危機的状況のもとでは、そうした製品よりも食料品を優先させるのが常だからである。このことは国内生産者の投資活動に悪影響を与えるだろう。

現在の人口動態が続くとすると、生活水準がある程度低下し、社会的な緊張が強まることがある。外国への出稼ぎ労働者の大部分は農村の出身者なので、こうした動向は地方の労働市場の厳しい状況をさらに悪化させるだろう。農村部には雇用がないため、出稼ぎから戻ってきた人々は都市部での失業者に加わり、都市への人口集中を加速することになる。増大しつつある失業者を雇用するための抜本的な解決策が採られない限り、都市部でホームレスが増加するおそれがある強まりかねない。

しかし、ウズベキスタンの条件を考えると、極端な形のものを含め、活発な抗議活動が起こることは考えにくい。ウズベキスタンの国民はそのメンタリティからして、自分の問

題は個人的に解決する方法を選ぶことが多い。また、ウズベキスタンには予算によって支えられているかなり大きなセクターがあり、そこでは賃金は安定していて計画的に上昇する（定期的な支払については問題が生じているが）。さらに多岐に渡る社会保障制度もあるために、ウズベキスタンの住民の大部分には日常の暮らしの極端な悪化は起きていない。今日、ウズベキスタン国民は、現在の条件下でいかに適応し、購買力と消費の水準をいかに維持するかということをより心配している。

#### 4. 政治的影響

（1） 国の専門家の大部分は、世界的な金融・経済危機は、ウズベキスタンの経済、金融システムに多額の出費を求め、ある程度の悪影響をもたらすものの、ごく近い将来の国内の政治的激動につながることはないと考えている。その理由は以下の通りである。

第一に、現在整っている政治統治権力システムは安定した堅固なもので、国内の社会・政治情勢を統制するために必要な手段を備えている。

第二に、他の国々と違い、ウズベキスタンには、国内の金融、経済情勢が悪化しても、それを自らの政治的な野心のために利用しようとする勢力やリーダーが存在しない。大統領の強大な力のもとで、一致団結して規律のとれたチームが形成されており、国内政治が不安定化する可能性は排除されている。

第三に、社会的な負担（いくつかの生産部門の縮小、失業の増加など）がありうる状況下においても、抗議、反政府の気運が生じたからといって、政治的な行動をとろうとする積極的な試みはありそうにない。なぜなら、政治的反対派の役割を果たそうとする人々やグループはバラバラで組織されておらず、明確な政治的綱領も持っていないからである。

（2） 外交においては、変更や修正はもっとダイナミックで、世界的危機のウズベキスタンへの影響を緩和することを目指すものになるだろう。政治的、経済的な対外パートナーは従来のままであると断言できる。それと同時に、ウズベキスタンの側からの対外的パ

ートナーを多様化しようとする試みはより積極的になることも予想される。いずれにせよ、従来のパートナーとの関係においても、新たな、将来有望なパートナーとの関係においても、ウズベキスタン側が優先するのは経済的な協力ということになる。ウズベキスタンの対外政治的選択の現状を理解するうえで重要なのがこの基準であり、そのことは以下に示す数値によって裏付けられる。

ウズベキスタンとロシアとの間の2008年の貿易高は危機により減少したものの、ロシア連邦がタシケントにとって最大のパートナーであることに変わりはない（対外貿易全体の20.2%がロシアとのもの）。2008年のウズベキスタンとロシア間の貿易高総額は38億4960万米ドルであった。このうち輸出が19億8650万、輸入が18億6310万米ドルである。

他に貿易高で上位を占めるのは、ウクライナ—16億300万米ドル、中国—12億9670万米ドル、スイス—10億9430万米ドル、韓国—10億5670万米ドル、カザフスタン—9億1260万米ドル、トルコ—7億9030万米ドル、イラン—5億7200万米ドル、アフガニスタン—5億3300万米ドル、ドイツ—4億7380万米ドル、アメリカ—3億8770万米ドルである。

2008年1—12月のウズベキスタンの対外貿易高は予備的データによると190億7700万米ドルで、伸び率は21.4%であった。このうち輸出は115億7290万ドル、輸入は75億410万ドルであった（伸び率はそれぞれ28.7%と11.5%）。対外貿易収支の黒字は40億6880万ドルで、そのうち8億710万ドルがCIS諸国との、32億6170万ドルが他の諸国との貿易によるものである。

2007年には48.9%であった対外貿易高に占めるCIS諸国の比率は2008年には37.8%に低下し、他の国々の比重はこれにともない51.1%から62.2%に増加した。CIS諸国への輸出は6.1%減少して、40億1080万ドルとなり、他の国々への輸出は60.3%増えて75億6210万ドルとなった。CIS諸国からの輸入は5.9%減少して、32億370万ドルとなり、他の国々からの輸入は29.5%増えて43億40万ドルとなった。

2008年の主要な輸出品目はエネルギーと石油製品(25.2%)、サービス(10.4%)、原綿(9.2%)、機械設備(7.5%)、鉄鋼・非鉄金属(7%)、化学品とその加工品(5.6%)、食料品(4.4%)であった。主な輸入品目は機械設備(53.3%)、化学品とその加工品(13%)、食料品(8.1%)、鉄鋼・非鉄金属(6.8%)、サービス(5.7%)、エネルギーと石油製品(2.1%)であった。

ロシアのウズベキスタンに対する関心は M&A 市場においてもかなり大きく現れている。2008 年にはその種の取引のうちのおよそ 70%にロシアが関わっていた。例えば、最大の買収を行ったのは、「ルクオイル・オーバーシーズ」で、石油及び天然ガスの探査と採掘を行っている "SNG Holdings Ltd" グループを 5 億 8000 万ドルで手に入れたのだった。「ヴィムペルコム」は、固定回線とインターネットのオペレータである "Buzton" を傘下に持つ "Golden Telecom" の所有者となった。「インゴスストラフ」は大手保険会社 "Standart Insurance Group" の株を 76% 手に入れた。「エネルゴマシコルポラツィヤ」は、農業用ウォーターポンプ製造工場の残っていた 47% の株を買い、その企業の所有者となった。その一方で、エネルギー及び銀行セクターでの一連の取引という形でのロシアの投資家の参入は、年末には金融危機によりストップした。

それ以外の第三者の国々にとってのウズベキスタンでの大プロジェクトは、ナヴォイ市での自由産業経済ゾーンの設置である。例えば韓国は、石油、石油ガス、ガス化学、化学、繊維、電気技術部門、情報技術・通信分野、建設資材生産、製薬、食品工業、農産物の生産と加工といった協力優先分野での 35 の投資プロジェクトや協定に 5 億ドル以上を投資することを計画している。

具体的には、"Blitix Co. Ltd."（韓国）と共同での自動ガス充填コンプレッサステーション用設備及び自動車用ガスポンベの生産計画、"Honam Petrochemikal"（韓国）と共同でのプラスチック製品生産計画が策定されている。"T&T Sistemi"（イタリア）を中心とするコンソーシアムと共同で、自動車用燃料装置の生産体制が整えられる。韓国企業 "DongHo ENC Co. Ltd." をパートナーとして、ガス計量電子装置の製造と組立を行う企業が設立される。

中国企業をパートナーとする一連のプロジェクトが策定されている。"Tianye" 社と国家ホールディング会社「ウズベクネフテガス」との共同で、点滴灌漑システムの生産が行われる予定である。「バイハイファイミニ」はウズベキスタンでポリエチレン管の生産体制を整備しようとしている。また、"Tian Jin Ring-Top Petroleum Manufacture" の中国人専門家はウズベキスタンの同業者と共同で石油ガス生産設備、掘削設備の製造を行おうとしている。

これら企業によって生産される製品は全て国内市場での販売が予定されているが、一部は輸出に回される。

上記の主要外国パートナーのほかにも、ウズベキスタンの指導部は日本、アラブ諸国などとの外国との関係、協力も活発化することを期待している。その場合にも、従来と同様、基本となるのは具体的な経済プロジェクトであると考えられる。

## 5. 政府の対応策

ウズベキスタンでは、世界的金融危機とそれに続く経済不況が国の経済に悪影響をもたらすという事実は認識されている。これと同時に、危機が終了し近隣諸国の経済が復興する際に戦略的に優位に立つのは、自国の生産、貿易上の力を保持し、可能であれば向上させて、貿易相手国での市場における地位を回復させ、さらには新たな地位を獲得することができた国であることも明確に理解されている。

ウズベキスタンはここ数年、実体セクターへの投資を積極的に誘致してきたが、世界的危機によって生じた状況は国に新たな挑戦を突きつけた。世界経済の成長速度の鈍化、多くの先進国、途上国経済における投資活動の縮小は需要の減少と投資商品の価格低下につながり、これは技術や設備の輸入価格の低下をもたらす。

こうした中で政府の努力は、経済政策全体及び採択された世界的経済危機の影響防止と緩和のための 2009-2012 年危機対策プログラムの枠内で、以下の目的の達成に向けられている。

1. 実体セクター企業の近代化及び設備・技術更新の加速。これは何よりもまず経済の基盤部門、輸出志向の製品、国産化されるべき製品の生産に関するものである。2007 年に採択され、経済状況の変化を受けて現在見直されている一連の部門別プログラムの実現を加速させることが第一となる。部門別プログラムは様々なセクターの企業の固定資産に対する投資の誘致、国際的な品質基準の導入、生産の際のエネルギー消費の低減などを目標としているものである。

鉱工業生産の成長速度はここ数年安定して高いレベルにあり、GDP 全体の成長速度を上回っていた。しかし、マクロ経済指標は、部門内の様相をいくらか歪めて表している。その歪みの本質は、金額換算指標の上昇の速さに比べると、数量ベースでの生産の伸びははるかに緩やかだという点にある。言い換えれば、GDP の成長は、世界市場における有利な価格市況に負うところが大きかったということである。

付加価値の大きい製品の比率を高めるという目標が掲げられているが、国内で生産されている（輸出へ向けられている）製品でその重要性においてトップテンに入るもののうち、実際にこの目標を達成しているのは 1、2 品目（主として自動車）にすぎない。このように、製造業部門が占める比重はまだ比較的低いままである。

最も高い成長率を示している部門は、主要生産設備の損耗が最も激しい部門でもある。機械製作、金属加工部門での主要生産設備の損耗率は 73% を超えている。

2. 需要が縮小し価格市況が悪化する条件下で国外市場での地位を維持するための輸出企業に対する援助。具体的には、政府は主要施策として以下を計画している：

- 期限 12 ヶ月以内、年利 9.8%（中央銀行の公定歩合の 70%）で運転資金補充用の優遇借款を供与する。
- 完成製品の生産を専門とし外国投資を受けている企業に対する付加価値税以外の租税公課全ての国庫への支払免除を 2012 年まで延長する。
- 銀行クレジットの期限切れ及び期限内債務の再編並びに国庫への支払延滞金の免除及びその他の特典、優遇条件の供与。

こうして、今日では既に輸出企業 24 社が、銀行クレジット総額 7500 万ドルに関する債務の再編について国家の援助を受けている。債務の再編を行うことができるのは、50 万米ドル以上の金額の生産技術更新に関する投資プロジェクトを実施していて、さらに製品、役務、サービス価格を 20% 以上低下させる根拠のある財務計画を有している輸出企業である。

3. 厳しい節約条件の採用、生産費、製品原価低減の促進による生産者の競争力向上。具体的には、今年、主導的分野の一連の企業で、製品原価を 20%以上低減することが計画されている。そのほか、2009 年に政府はあらゆる種類のエネルギーと主要な光熱費の値上がりを制限する（6—8%の水準に）予定である。

4. エネルギー供給、特に電力供給の信頼性向上、加工産業その他の農村地区での事業にとって、またエネルギー供給の安定性向上にとって好適な条件の整備。具体的には、政府はエネルギー分野においていくつかの特別プログラムの策定を考えている：

- 発電部門のさらなる発展と近代化プログラム 2009—2013 年。これは、経済及び国民の電力消費量の増加動向を考慮した国のエネルギー安全保障の強化、エネルギー消費量の大きい設備を排除して最新のエネルギー効率の良い設備や技術を導入すること及び非従来型の再生可能なエネルギー資源のさらなる活用によるエネルギーの損失及び生産のためのエネルギー消費量の削減を目指すものである。
- エネルギー消費削減及び省エネルギーシステム導入プログラム 2009—2015 年。これは、電力企業の送電網の近代化によって、幹線及び地域配電網での送電ロスを低減し、地方に地域変電所を設置して住民、生産施設、サービス分野の施設に対する確実で途切れることのない電力供給を実現することを目指すものである。
- 大規模企業体については 2009 年、その他の都市需要家については 2010—2012 年、農村の需要家については 2012—2015 年に、電力消費量の計測及び管理自動システムを導入するプログラム。

5. 世界市場での需要低下という条件の下では、国内市場の需要を喚起することによる国内生産者の援助が、高い経済成長率を維持するうえで重要な役割を果たす。国産化プログラムを現在の数倍に拡大することが計画されている。食料品及び食料品以外の消費財の生産を促進するために、国内の生産者企業に対する広範な奨励システムが考えられている。例えば、2012 年 1 月 1 日までの期間に、以下のような税法上、関税上の特典が与えられる：

- 食肉とミルクの加工を専門にする零細企業と小企業に対しては統一税の率を 50% 低減し、それにより自由になった資金を技術刷新や生産の近代化に充てるようとする；

- 食料品以外のある種の完成製品の生産を専門とする企業に対して、利潤税、資産税、零細及び小企業に課せられる統一税の支払を免除する。

6. 実体セクターに対するクレジット供与および鉱工業近代化計画への資金提供における商業銀行の役割の拡大。投資全体における商業銀行の比率はここ数年3-4%を超えていない。このため、2008年11月に、破産を宣告された生産企業を競売、入札により売却して商業銀行の資産とする政府決定が採択された。これに平行して政府は銀行の自己資本比率向上の支援も行っている。

こうして、一例を挙げると、ウズベキスタン国立銀行は定款資本金320億スムで"NBU Invest Group"の100%子会社の投資会社を設立した。この新会社の主要課題は外国投資を誘致し、投資ファンドを設立し、コンサルティング、アンダーライティング、カストディサービス、資産管理サービスを提供することである。銀行のバランスに含められた破産企業を基に設立された企業が"NBU Invest Group"の管理に移管されて、さらなるリストラ、設計能力の実現が行われたのち、戦略的投資家に売却されることになる。

このほか、危機対策プログラムでは、小企業、自営業を含む実体セクター企業へのクレジット供与の拡大が見込まれている。例えば、株式商業銀行「ミクロクレジットバンク」の定款資本金は2倍に（1500億スムにまで）増加され、小企業と個人事業者の発展を支援するよう求められている。個人の労働活動を活性化することによる、国民の雇用向上も考えられている。

7. 恒常的及び暫定的な追加雇用を、何よりもまず農村部において、創出するため、危機対策プログラムによる施策と同時に、「農村の発展と整備の年」プログラムが実施されている。このプログラムでは、農村部の生活水準向上及び生産・社会インフラの整備、農村部での工業の発達、生産的な雇用の拡張に特に注意が払われている。

このほか、農村での建設を専門とする特別な銀行の設立とその地方支店網の整備が計画されている。この銀行の支配株は当初国家が保有する。この銀行の優先課題のひとつとして、農村部の住民に対する標準設計による住居建設用の期限10年、中央銀行の公定歩合(14%)の50%の利息での優遇借款の供与が定められている。また、政府は年の前半に2009-2015

年の農村部での個人住宅建設推進プログラムを策定する予定である。

政府による危機対策プログラムは総合的なものであるが、それが成功裡に実施されるかどうかは、以下のような一連の要素に左右される：

- ロシアとカザフスタンの経済回復の見込み。両国のウズベキスタン製品への需要が伸びていたことがウズベキスタン経済の成長率加速、投資及び経済の再編成の活発化に重要な役割を果たしていた。
- 国内市場及び輸出のための生産量、生産の近代化と拡張のために必要な投資水準を維持するために政府が輸出企業を含む国内生産者に与える経済的刺激策が十分か否か。
- 国内需要を維持するに足る国民の雇用及び収入を確保するための施策が十分か否か。

## 6. ウズベキスタンと日本との関係拡大の可能性について

現代のウズベキスタンはいくつかの課題を突きつけられており、その解決には然るべき能力を持ったパートナーの参画が必要である。こうした課題は以下のようにまとめられる：

1. 経済の近代化 ウズベキスタンではキャッチアップ型発展モデルの実現、経済の段階的開放とその国際的な付加価値の創造連鎖への統合が必要であると認識されている。これと同時に、ウズベキスタンでは、国際的パートナーシップを拡大することの重要性、特に新たな市場への進出を可能にし、新技術の国産化を実現し、経済の近代化と新分野の創出をもたらしうる外国の大型資本との関係強化の重要性が理解されている。

こうした協力関係の最も新しい例の一つがナヴォイ市に国際複合輸送・物流センターを建設するウズベキスタンと韓国との共同プロジェクトである。これと平行してナヴォイ州に自由経済区も設置される。韓国企業はこの自由経済区の設置に重要な役割を果たす。例えば、大韓航空はナヴォイ空港をベースにした物流センターの創設と発展のオペレータである；KOGAS（韓国ガス公社）はウズベキスタンの石油ガス、石油化学プロジェクトに関する複数の協定書を締結している；一連の韓国企業が国家ホールディング会社「ウズベク

「ネフテガス」と共同生産協定を締結している、などである。

既に2007年にウズベキスタンでは10件以上の中期部門別近代化、技術刷新プログラムが採択されている。それらの多くは2011年までの計画で、自動車生産、化学、油脂、軽工業、綿花精製、石油ガス、冶金、建設資材などの分野を含んでいる。世界的金融・経済危機の影響で、こうしたプログラムの目標値は既に修正されている。

それでもかかわらず、政府はこうした分野を（隣接分野や経済全体の発展を加速させることのできる）牽引車と考えているため、その実行を断念しておらず、実体セクターの上記分野への投資誘致を継続しておこなっている。こうしたプログラムは日本の大手企業がウズベキスタン市場に進出する機会を提供することができる。特に、政府は、国の経済を多様化し、輸出ポテンシャルを高めることになる既存の生産業の近代化や新たな生産業の創出のための複合プロジェクトを歓迎するだろう。こうした協力は、技術、人道支援プロジェクトと違い、ビジネス・エリートのレベルで確固たる制度的関係を構築することになる（これは、日本がウズベキスタンとの協力を質的に新しいレベルに到達させるために今日まさに必要なものである）。

この際、韓国企業、また特定のヨーロッパ企業とのかなり激しい競争を覚悟するべきである。ウズベキスタンと日本とのこうした協力に対するもうひとつの重大な障害は、技術的な格差であり、これにより協力が可能な分野が著しく狭められる。協力の可能性や展望をより詳細に検討するには、日本の大手企業の調査部門を動員して（現地のビジネス、調査機構、国家機関と共に）ウズベキスタン経済の様々なセクターにおける投資可能性についての一連の調査を行うことが有効である。

2. *国際的立場の強化と（国及び社会の）政治的近代化。* ウズベキスタンは、おそらく、政治的諸制度の発展の最も困難な時期にさしかかっている。独立後の数年間に、民主的統治の原則を導入するための諸機構（制度）の体系が作られた。しかし今後数年のうちに、こうした機構に実体を与え、機構間の相互作用メカニズムを「調整し」、国家機構の業務の透明性、アカウンタビリティ、効率性を確保するという、それに劣らず大きな課題を実現することが必要とされている。

協力が考えられる分野：

- ・ 対外的政治イメージを改善するための、外国パートナーとの対話拡張の支援。具体的には、地元の研究機関、教育機関、国家機関と共同で、日本やその他のアジア諸国の著名な学者、専門家を招いての経済的、政治的改革についてのコンフェレンス、円卓会議の開催。主たる目的は、世界でのウズベキスタンについての良いイメージを強化し、ウズベキスタンで生じているプロセスについての日本での理解を深めることにある。
- ・ 新たな機構のための人材育成－具体的には行政管理分野の教育機関の支部の開設、AGOS（国家及び社会建設アカデミー）や大学のための新たな教育課程、カリキュラムの策定と導入の支援。ウズベキスタンの国家機関は専門的な人材を必要としている。

## 付属資料

### 1. 国家ホールディング「サムルク」と 基金「カズィナ」統合に関する大統領令

大統領令 第 669 号

国民経済の競争力と安定性の確保に関する若干の措置について

国民経済の競争力と安定性を向上させるとともに、世界市場における変動が我が国の経済成長に及ぼす可能性のある否定的な影響要因に対して先行措置を講ずるため、次のとおり決定する。

1. カザフスタン共和国政府は、法令に定める手続に従い、次のことを行え。
  - 1) 株式会社「カザフスタン国有資産管理持株会社＜サムルーク＞」と株式会社「安定発展基金＜カズィナ＞」の合併により、株式会社「国家福祉基金＜サムルーク・カズィナ＞」（以下「基金」という。）を設立する。
  - 2) 基金は国営管理持株会社とし、その主要活動目的は、所有権に基づいて基金に帰属する国営開発機関、国営会社及びその他の法人の株式（持分）の管理とする。
  - 3) 2週間以内に次の文書を承認する。
    - ・ 「基金の主要活動原則に関する覚書」
    - ・ 「その国家保有株が基金の授権資本に移転される株式会社のリスト」。このリストには次の株式会社が含まれる。「国営原子力会社＜カザトムプロム＞」、「Eurasian Natural Resources Corporation」、「コーポレーション＜カザフムイス＞」、「カザフスタン抵当会社」、「カザフスタン抵当信用保証基金」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜サルイアルカ＞」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜南部＞」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜イルティシ＞」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜ジェティスー＞」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜カスピ＞」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜トボル＞」、「国営会社＜社会企業コーポレーション＜バティス＞」

- ・ 株式会社「カザフスタン住宅建設貯蓄銀行」については、信託管理に移転した後に授権資本に移転する。
- 4) 基金の登記手続を行った後 1 週間以内に、本項第 3 号に掲げるリストに従って各株式会社の国家保有株を基金授権資本の払込として移転する。ただし、信託管理に移転した後に授権資本に移転される株式会社「カザフスタン住宅建設貯蓄銀行」を除く。
- 5) 1 カ月以内に現法法令に当該の変更及び追加を加える。
- 6) 本令の実施に必要なその他の措置を講ずる。
2. 本令の執行監督の職務をカザフスタン共和国大統領府に課する。
3. 本令はその署名日に施行される。

カザフスタン共和国大統領

N. ナザルバエフ

アスタナ、大統領公邸、2008 年 10 月 13 日

第 669 号

## 2. サムルク・カズイナ法

### カザフスタン共和国法「国家福祉基金について」

本法は、国家福祉基金の法的地位、活動手続、目的、課題及び権限、並びに国家福祉基金が株式（持分）を保有する法人及びその他の国家福祉基金の傘下組織の法的地位に関する個別の特則について定める。

#### 第1章 総則

##### 第1条 本法において使用される基本概念

本法においては、次の基本概念が使用される。

- 1) 間接保有 — 国家福祉基金又はその関連会社が第三者を通じて法人の株式（持分）を保有すること。
- 2) 関連会社 — 国家福祉基金が議決権株式（持分）の 50 パーセント超を所有権又は信託管理権に基づいて保有している国営開発機関、国営会社及びその他の法人。
- 3) 基金グループ — 国家福祉基金、関連会社、及び関連会社が議決権株式（持分）の 50 パーセント超を保有しているその子会社組織、並びに関連会社の小会社組織が議決権株式（持分）の 50 パーセント超を保有している法人で、それに関して本法により特別の法的地位が定められているもの。

基金グループには、次のものが加入する。

- ・ 質入株式（持分）の販売に係る競売がカザフスタン共和国民法に従って不成立と認定されたことに伴い、その株式（持分）が基金グループに加入している銀行の所有となった法人。
  - ・ カザフスタン共和国法に従ったカザフスタン共和国政府の決定に基づき、銀行債権者の利益の擁護及びカザフスタン共和国銀行システムの安定確保を目的としてその株式が国家福祉基金の所有となった銀行。
- 4) 国家福祉基金（以下「基金」という。） — 国営管理持株会社。

## 第2条 基金に関するカザフスタン共和国の法令

1. 基金に関するカザフスタン共和国の法令は、カザフスタン共和国憲法を根拠とし、本法その他の法規によって構成される。
2. 本法に含まれる規則と異なる規則がカザフスタン共和国により批准された国際条約によって定められている場合には、国際条約の規則が適用される。
3. 基金グループに対しては、本法によって規制されていない部分については、株式会社の法的地位について規制するカザフスタン共和国の法令が適用される。
4. 投資基金に関するカザフスタン共和国の法令は、カザフスタン共和国政府が承認するリストに定める関連会社に対しては適用されない。

## 第3条 基金の目的及び課題

1. 基金の活動の主な目的は、次のとおりとする。
  - 1) カザフスタン経済の持続的発展の確保を促進すること。
  - 2) 経済の近代化と多様化を促進すること。
  - 3) 関連会社の活動効率を向上させること。
2. 基金の課題は、次のとおりとする。
  - 1) カザフスタン経済多様化プログラムの策定及び実施に参加すること。
  - 2) 全国規模、部門間規模及び地域規模の投資戦略プロジェクトを策定し、実施すること。
  - 3) カザフスタン共和国経済への投資呼び込みを促進すること。
  - 4) 官民の利益を統合することによって企業活動の発展にとって好適な条件の確保に寄与するとともに、当該地域の社会的プロジェクトの実施によって国民生活水準の向上を促進し、諸地域の事業活力と投資活力の成長を促進すること。
  - 5) 競争力あるカザフスタン国内商品生産者の育成と発展を促進すること。
  - 6) 国内商品・業務・サービス生産者との連携を通じてカザフスタン国内自給の確保を促進すること。
  - 7) 関連会社の企業統治を改善することによってその競争力を向上させること。

## 第4条 基金の活動原則

基金の活動は、次の原則に基づいて行われる。

- 1) 基金の一人株主としての国家の利益の尊重

- 2) 基金及び関連会社の活動の透明性、効率性及び柔軟性
- 3) 決定の採択及び実施に際しての系統性と機動性
- 4) 責任性と報告義務
- 5) 適法性

## 第2章 基金グループの活動の法的規制に関する特則

### 第5条 基金の株式に対する所有権の問題

基金の株式は、国家の排他的所有物であり、譲渡の対象とならない。

### 第6条 国民福祉の確保のための基金の特別権限

1. 基金は、国民経済の競争力と安定性の向上及び国民福祉の確保を目的として、次の特別権限を有する。
  - 1) 所有者によって譲渡される戦略的物件をカザフスタン共和国政府の決定に基づいて取得することに対する優先権
  - 2) カザフスタン共和国の法令によってその株式（持分）が戦略的物件に分類されている組織又は共和国経済にとって重要な戦略的意義を有する組織が破産した際、競争入札対象財産をカザフスタン共和国政府の決定に基づいて取得することに対する優先権
  - 3) カザフスタン共和国の法令に定める手続に従って銀行の株式を取得する権利
2. 地下資源利用権を有する法人、又は地下資源利用者により採択される決定を直接的及び（又は）間接的に左右する可能性又はこれに影響を及ぼす可能性を有する法人（ただしカザフスタン共和国内における地下資源利用と関連している事業を主たる活動とするものとする）が所有する土地利用権（その一部）及び（又は）株式（持分）が譲渡対象とされた場合には、地下資源及び地下資源利用に関するカザフスタン共和国法に定める手続と条件に従い、国家は、カザフスタン共和国政府を通じて、若しくはカザフスタン共和国政府の決定に基づいて、又は、地下資源利用分野の国営会社は、これら土地利用権（その一部）及び（又は）株式（持分）を優先的に取得する権利を有する。

### 第7条 商品、業務及びサービスの購買

1. カザフスタン共和国の他の法令に定める商品、業務及びサービスの購買に関する特別

手続は、基金によって行われる、及び基金がその株式（持分）の 50 パーセント以上を直接的又は間接的に所有している組織によって行われる商品、業務及びサービスの購買に対しては適用されない。

2. 本条第 1 項に掲げる法人による商品、業務及びサービスの購買は、株式会社に関するカザフスタン共和国法に従ってカザフスタン共和国政府が制定する標準規則に従って基金取締役会により承認される規則に基づいて行われる。

3. 本条第 1 項に掲げる法人は、基金取締役会により承認される規則に従った購買の組織・実施手順の履行について責任を負う部課を置かなければならぬ。

購買の組織・実施手順の履行について責任を負う部課の長の任免は、基金がその株式（持分）の 50 パーセント以上を直接的又は間接的に所有している組織の取締役会（監督役会）によって行われる。

4. 基金は、基金取締役会により承認される商品、業務及びサービスの購買規則の本条第 1 項に掲げる法人による遵守状況について監督する。

### 第 3 章 基金グループの企業統治に関する督促

#### 第 8 条 基金の機関

基金の機関は、次のとおりとする。

- 1) 最高機関 — 一人株主
- 2) 管理機関 — 取締役会
- 3) 執行機関 — 理事会
- 4) 基金定款に定めるその他の機関

#### 第 9 条 基金の一人発起人兼株主

1. 基金の一人発起人兼株主は、カザフスタン共和国政府である。
2. 本法、その他のカザフスタン共和国法及び（又は）基金定款によって基金の一人株主の権限に分類されている事項に関する決定は、カザフスタン共和国政府によって採択される。
3. 次の事項は、基金の一人株主の排他的権限に分類される。
  - 1) 基金定款の変更及び追加、又は新版の定款の承認

- 2) 基金の年次財務報告書の承認
  - 3) 基金発展戦略の承認
  - 4) 基金の任意組織変更又は任意解散
  - 5) 基金の授権株式数の増加又は基金の未発行授権株式の種類の変更に関する決定の採択
  - 6) 基金取締役会の員数構成及び任期の決定、取締役会構成員の選任及び任期途中での解任、並びに基金取締役会の構成に含まれる独立取締役の人数に関する自己裁量による決定
  - 7) 基金の一人株主により決定されたリストに基づく関連会社株式の譲渡、及び関連会社株式の信託管理への委託
  - 8) 基金の一人株主により決定されたリストに基づく関連会社の解散及び組織変更に関する決定
  - 9) 基金理事会議長の任命及び任期途中での解任
  - 10) 報告対象会計年度における基金の純所得の配分手続の承認、普通株式に係る配当金の支払に関する決定の採択、及び基金の普通株式1株当たりに換算した配当金額の承認
  - 11) 株式会社に関するカザフスタン共和国法に定める場合が発生した場合における普通株式に係る配当金の不払に関する決定の採択
  - 12) 基金の配当政策の決定
  - 13) 株式会社に関するカザフスタン共和国法に従って基金が株式の買戻を行う際の株価算定方法の承認
  - 14) 理事会議長及び理事会構成員の職務給額、給与条件及び賞与の決定
  - 15) 銀行株式の取得及び譲渡、並びに銀行株式の信託管理への委託
  - 16) 本法及び基金定款に定めるその他の事項
4. 本条第3項第8号に掲げる事項のうち、基金がその一人株主（社員）となっていない関連会社に関する事項についての決定は、その後、関連会社の株主（社員）総会で基金の全権代表者が投票を行う際ににおける一株主（社員）としての基金の立場を決定するため、基金の一人株主によって採択される。

## 第10条 取締役会

1. 基金取締役会は、一人株主により選任される議長及び構成員によって構成される。
2. 基金取締役会の構成は、カザフスタン共和国の中央執行機関の一級幹部である者、基

金理事会議長及びその他の者によって形成される。

基金取締役議長には、カザフスタン共和国首相がその職責に従って就任する。

3. 次の事項に関する決定の採択は、基金取締役会の排他的権限に分類される。

1) 基金の監査を行う監査組織の選定、及び年度予算の承認枠の範囲内における監査組織に対するサービス料支払限度額の決定

2) 基金の定員数の承認

3) 一人株主に対する基金の活動に関する情報提供手続の決定（この手続が基金定款に定められていない場合）

4) 独立取締役に対する報酬の額及び支払条件の決定

5) 審理のため問題を一人株主に提出する決定の採択

6) 株式の発行（換価）に関する決定（授権株式数の範囲内で発行（換価）される株式の数、株式の発行（換価）方法及び発行価格に関する決定を含む。）の採択

7) 発行済の株式その他の有価証券の基金による買戻及びその買戻価格に関する決定の採択

8) 理事会の員数構成及び任期の決定、理事会構成員の選任及び任期途中での解任

9) 内部監査部門の員数構成及び任期、内部監査部門長の任命及び任期途中での解任、内部監査部門の業務手続及び（又は）基金グループ内の統一中央内部監査部門とその他の内部監査部門の間の調整手続の決定、内部監査部門職員の給与額、給与条件及び賞与の決定

10) 基金によって承認された事項リストに基づいて基金の内部活動を規制するための文書の承認

11) 基金取締役会が定める手続に従って行われる、基金発展戦略の主要指標の達成度の評価

12) 基金グループ加入組織の間における取引のうち、その実行について株式会社に関するカザフスタン共和国法で特別の条件が定められている取引の締結手続の決定

13) 関連会社（その解散及び組織再編に関する決定が本法により基金の一人株主の権限に分類されている関連会社を除く。）の解散及び組織再編に関する決定

14) 基金の年度予算書及び基金の活動計画に関するその他の文書の承認、並びにこれらの文書に関する報告手続及び報告期限の承認

15) 基金の資産の一部又はいくつかの部分（合計して基金に帰属する資産全体の 25 パーセント以上を占める部分）を譲渡する方法によって行われる他法人の設立又はその活動へ

の基金の参加

- 16) 企業統治法典の承認並びに同法典に加えられる変更及び追加の承認
  - 17) 基金の自己資本額の 10 パーセント以上に相当する大きさの基金の債務増加
  - 18) 他法人の株式（授権資本持分）の 10 パーセント以上の基金による取得
  - 19) 基金のリスク管理政策の決定
  - 20) 本法及び基金定款に定めるその他の事項
4. 本条第 3 項第 13 号に掲げる事項のうち、基金がその一人株主（社員）となっていな  
い関連会社に関する事項についての決定は、その後、関連会社の株主（社員）総会で基金  
の全権代表者が投票を行う際における一株主（社員）としての基金の立場を決定するため、  
基金取締役会によって採択される。
5. 基金取締役会の会議議事日程は、基金の法人秘書役によって編成される。基金取締役  
会構成員に対する会議開催の通知は、基金の法人秘書役によって送付される。

## 第 11 条 理事会

1. 基金理事会は、理事会議長、理事会副議長及びその他の者によって構成される。
2. 基金理事会の権限には、次の事項に関する決定の採択が含まれる。
  - 1) 基金の株式の払込として引き渡された財産又は大口取引の対象である財産の市場価  
格の評価に係る評価人へのサービス料支払額の決定
  - 2) 基金の有価証券の転換条件及び転換手続の承認並びにその変更
  - 3) 統一中央内部監査部門の設置。統一中央内部監査部門は、その全部の議決権株式が所  
有権及び（又は）信託管理権に基づいて基金に帰属している会社のレベルに設置される。
  - 4) カザフスタン共和国の法令及び会社定款に従って関連会社株主（社員）総会の権限に  
分類されており、それに関する決定（本法により基金の一人株主及び基金取締役会によっ  
て採択されるものとされている関連会社活動事項に関する決定を除く。）が基金理事会又は  
基金理事会議長によって採択されることになっている会社活動事項のリスト、及びその決  
定の採択手続の決定
  - 5) その全部の議決権株式（持分）が所有権及び（又は）信託管理権に基づいて基金に帰  
属している関連会社の執行機関の長の任命及び任期途中での解任、並びにその者との間の  
労働関係の任期途中での解除。解除の決定がなされたときは、その後、審理のためその決  
定をその会社の取締役会に提出する。

- 6) 基金がその全部の株式（持分）を直接的又は間接的に所有している基金グループ加入組織の執行機関の長の任命及び任期途中での解任。その任命及び解任は基金理事会が決定したリストに基づいて行い、その後、審理のためその決定をその組織の取締役会に提出する。
  - 7) 取締役会を設置せずに組織の管理を行うことが可能である旨を当該組織の定款で規定することに関する決定の採択（会社の場合）、又は決定に対する同意（基金がその全部の株式を直接的又は間接的に所有しているその他の組織の場合）
  - 8) 基金の定員配置表及び組織機構の承認
  - 9) 関連会社の子会社組織が株式（持分）の 50 パーセント超を所有する組織に対し、他法人の設立への参加及び（又は）株式（持分）の取得に関する許可を交付すること
  - 10) 基金の支所及び駐在員事務所の設置に関する決定の採択
  - 11) 職務上、営業上の秘密又は法律による保護の対象となっている秘密をなす、基金又は基金の活動に関する情報の決定
  - 12) 基金の債券及び派生証券の発行条件、並びに基金の自己資本額の 1 パーセント以下の額のその他の借入金の基金による導入条件の決定
  - 13) 基金が議決権株式（持分）の 50 パーセント超を直接的又は間接的に所有している法人に関する標準文書の承認
  - 14) 関連会社の戦略及び発展計画の承認の際、関連会社に関する統一的な財務政策、投資政策、生産経営戦略、科学技術政策その他の政策（諸会社の活動部門別の統一政策を含む。）の形成
  - 15) 投資決定及び投資プロジェクトの実施を完全性と期限の点で失敗させないための業務上の措置の採択
  - 16) 本法及び基金定款により基金の他の機関の権限に分類されていない、その他の事項
3. 本条第 2 項第 4 号に掲げる事項のうち、基金がその一人株主（社員）となっていない関連会社に関する事項についての決定は、その後、関連会社の株主（社員）総会で全権代表者が投票を行う際ににおける一株主（社員）としての基金の立場を決定するため、基金理事会又は基金理事會議長によって採択される。
4. 本条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる基金理事会の決定は、その全部の議決権株式（持分）が所有権及び（又は）信託管理権に基づいて基金に帰属している関連会社の取締役会、又は基金がその全部の株式（持分）を直接的又は間接的に所有している基金グループ加入

組織の取締役会による全員一致の決定によって否決することができる。

5. 基金理事会議長の権限には、株式会社に関するカザフスタン共和国法に定める事項と並んで次の事項が含まれる。

- 1) 関連会社及び基金が議決権株式（持分）の 50 パーセント超を直接的又は間接的に所有しているその他の法人における調査（会計検査）の実施指令に関する決定の採択
- 2) その全部の議決権株式（持分）が基金に帰属している関連会社による履行を目的として行われる、当該関連会社の活動事項に関する直接的委託（業務委託）の発令
- 3) 本法及び（又は）基金定款に定めるその他の事項に関する決定の採択

## 第 12 条 基金発展戦略

1. 基金発展戦略は、我が国の社会経済発展の目標と長期的優先事項に従い、10 年間を期間として策定される。

発展戦略には、基金の活動の評価基準となる主要指標及び主要指標の目標値が含まれられる。

2. 基金発展戦略の主要指標の達成度の評価は、基金取締役会が定める手続に従って行われる。

## 第 13 条 金銭管理

1. 基金は、基金が全部の議決権株式（持分）を保有している法人の金銭管理に関し、基金取締役会によって承認された統一政策を実施する。

2. 基金グループ加入組織は、有償性、緊急性及び返済義務を条件として、他組織（他の基金グループ加入組織を含む。）に対して現金による融資（貸付）を提供することができる。

3. 本条第 2 項に掲げる融資（貸付）提供の手続及び条件は、基金取締役会により承認された内部融資政策に関する規則によって定められる。

## 第 14 条 その実行について株式会社に関するカザフスタン共和国法で特別の条件が定められている取引

基金グループ加入組織の間で行われる取引で、その実行について株式会社に関するカザフスタン共和国法で特別の条件が定められている取引は、基金取締役会が定める手続に従い、その条件を適用することなく締結される。

## 第 15 条 基金グループ加入組織による他法人株式（持分）の取得

1. 関連会社の子会社組織が株式（持分）の 50 パーセント超を所有する組織は、他法人を設立し、又は他法人の授権資本に参加することができない。
2. 基金理事会の決定に基づく場合には、本条第 1 項に定める規定に対する例外措置を講ずることが許される。

基金理事会は、他法人設立への参加及び（又は）他法人株式（持分）の取得に関する基金グループ加入組織による決定の採択手続に関する、個別基金グループ加入組織用の標準規程を承認することができる。

3. 株式会社に関するカザフスタン共和国法に定める、有価証券流通市場における株式会社の議決権株式 30 パーセント以上の取得手続は、基金、又は基金がその株式の 50 パーセント以上を直接的又は間接的に所有している法人に対しては適用されない。

## 第 16 条 財産を基金の募集株式に対する代金支払として提供することによる財産に対する国家所有権の消滅

1. 国家が所有する財産は、カザフスタン共和国政府の決定に基づき、基金の募集株式に対する代金支払として移転することができる。
2. 国家が所有する財産は、カザフスタン共和国政府の決定に基づき、カザフスタン共和国法に従い、基金の別の財産との交換の形で基金の所有に移転することができる。

## 第 17 条 関連会社及びその他の基金グループ加入組織の管理に関する個別問題

1. 基金グループには、その全部の議決権株式が所有権及び（又は）信託管理権に基づいて基金に帰属している関連会社のレベルに統一中央内部監査部門を設置することができる。その全部の議決権株式が所有権及び（又は）信託管理権に基づいて基金に帰属している関連会社のレベルにおける統一中央内部監査部門の設置に関する決定は、基金理事会によって採択されることができ、統一中央内部監査部門がその機能を行使する権利を有している対象組織の定款に反映されなければならない。
2. 関連会社及び（又は）基金がその全部の議決権株式を直接的又は間接的に所有しているその他の組織には、取締役会を設置することができない。当該関連会社の定款には、その旨の決定が記載されなければならない。

上記の場合には、株式会社に関するカザフスタン共和国法により取締役会の権限に分類されている事項に関する決定の採択は、会社定款において一人株主の権限に含められる。

3. 基金がその全部の議決権株式を所有する関連会社の定款においては、株式会社に関するカザフスタン共和国法により株主総会の排他的権限に含められている事項は、その関連会社の取締役会の権限に分類することができる。ただし、定款の変更及び追加又は新版の定款の承認、任意組織変更又は任意解散、取締役会の員数構成及び任期の決定、取締役会構成員の選任及び任期途中での解任、取締役会構成員に対する報酬の額及び支払条件の決定、「黄金株」の導入及び廃止に関する事項を除く。

4. 基金がその全部の議決権株式を所有する関連会社の定款においては、株式会社に関するカザフスタン共和国法により株主総会の排他的権限に含められている事項は、その関連会社の執行機関の権限に分類することができる。ただし、優先的活動分野の決定、株式の募集（換価）に関する決定の採択（授権株式数の範囲内で発行（換価）される株式の数、株式の発行（換価）方法及び発行価格に関する決定の採択を含む。）；発行済の株式その他の有価証券の当該関連会社による買戻及びその買戻価格に関する決定の採択；執行機関の員数構成及び任期の決定、その長及び構成員（執行機関の機能を単独で遂行する者）の選任及び任期途中での解任；執行機関の長及び構成員（執行機関の機能を単独で遂行する者の職務給額、給与条件及び賞与の決定；内部監査部門の員数構成及び任期、その長の任命及び任期途中での解任の決定、内部監査部門の業務手続、内部監査部門職員の給与額、給与条件及び賞与の決定；法人秘書役の任命、任期の決定、任期途中での解任、並びに法人秘書役の職務給額及び報酬条件を除く。

#### 第4章 最終規定

##### 第18条 基金及びその役員の責任

基金及びその役員は、カザフスタン共和国法に定める手続及び事由に基づいて責任を負う。

##### 第19条 本法の施行手続

本法は、これが最初に公式発表された日から施行される。ただし、2009年1月1日から施行される第6条第1項第3号及び第9条第3項第15号を除く。

カザフスタン共和国大統領

N. ナザルバエフ

アスタナ、大統領公邸、2009年2月13日

第134-IV ZRK号

### 3. サムルク・カズィナの活動原則

2008年12月5日付カザフスタン共和国政府決定第1164号  
「株式関連会社「国家福祉基金＜サムルク・カズィナ＞」の主要活動原則に関する覚書」の  
承認について

2008年10月13日付大統領令第669号「国民経済の競争力と安定性の確保に関する若干の措置について」第1項第3号を執行するため、カザフスタン共和国政府は次のとおり決定する。

1. 添付文書「株式関連会社「国家福祉基金＜サムルク・カズィナ＞」の主要活動原則に関する覚書」を承認する。
2. 本決定はその署名日から施行される。

カザフスタン共和国首相

K. マシモフ

2008年12月5日付カザフスタン共和国  
政府決定第1164号により承認

株式会社「国家福祉基金＜サムルク・カズィナ＞」の主要活動原則に関する覚書

#### 1. 総則

株式関連会社「国家福祉基金＜サムルク・カズィナ＞」（以下「基金」という。）は、国民経済の競争力と安定性を向上させるとともに、世界市場における変動が我が国の経済成長に及ぼす可能性のある否定的な影響要因に対して先行措置を講ずる目的により設立された国営管理持株関連会社である。

基金の主要活動目的は、所有権に基づいて基金に帰属する国営開発機関、国営関連会社及びその他の法人の株式（持分）の長期的価値の最大化を図り、世界市場における競争力を向上させるため、その株式（持分）の管理を行うことにある。

## 2. 基金の主要活動原則

基金の主要活動原則は次のとおりである。

- 1) 基金の一人株主としての国家の利益の擁護
- 2) 基金及び関連会社の活動の透明性、効率性及び柔軟性
- 3) 決定の採択及び実施に際しての系統性と機動性
- 4) 責任性と報告義務

## 3. 基金の主要活動分野、課題及び機能

基金の主要活動分野は次のとおりである。

- 1) 国民経済の近代化と多様化の促進
- 2) 我が国経済の安定化の促進
- 3) 関連会社の活動効率の向上

### 国民経済の近代化と多様化の促進

基金及び関連会社の活動における最重要分野は国民経済の近代化と多様化の促進であり、この活動はザフスタン共和国大統領教書、「2003～2015 年のカザフスタン共和国工業イノベーション発展戦略、プログラム「カザフスタンのリーダー企業 30」、また関連会社に対して与えられた目的と課題の枠内において行われる。

この分野の枠内においては、カザフスタン経済におけるシステム的な性格を持った次のような重要な問題が解決される。

- ・ 経済が原料指向であること
- ・ 加工産業の生産性が低いこと
- ・ 生産インフラ（鉄道インフラ、電力施設及び送電線路、電気通信サービス、その他のインフラ）が発展していないこと
- ・ 国産品の競争力が低いこと
- ・ 生産企業の固定資産の損耗度が高いこと

- ・国内経済統合度が低いこと、すなわち、カザフスタン経済の部門間・地域間における連携の発展が不十分であること

- ・投資プロジェクト向け資金を含め、国内企業の自己資金が不十分であること

基金の使命は、実体経済セクターへの投資の呼び込み、各地域における活動の活性化、部門間・地域間における連携の強化といった問題の迅速かつ機動的な解決を図り、現存する優位性と可能性を最大限利用することにより、カザフスタン共和国政府に最大限の協力を提供することにある。

国民経済の効率的な多様化と近代化は、積極的な投資活動の実施、とりわけ石油・天然ガスセクター、電力産業、金属工業、化学、石油化学及びインフラといった優先的経済セクターにおける投資活動の実施によって実現される。

基金の主要課題は次のとおりである。

1) 地域規模、全国規模及び国際規模の投資プロジェクトの策定と実施の確保

2) 基金関連会社グループが持つ現有資産の維持と近代化

3) 地域発展及び社会的プロジェクトの実施に対する協力

4) 国内商品生産者、国産商品・サービスに対する支援

上記の課題の枠内において、基金は次の機能を遂行する。

1) 実体経済セクターにおける投資プロジェクトを含め、地域規模、全国規模及び国際規模の投資プロジェクトの策定及び（若しくは）実施、並びに（又は）融資。この機能は、基金独自で及び（又は）関連会社の参加を得て、また外国及び（又は）国内の戦略的投資家と共同しながら、授権資本への参加や貸付金の提供といった方法で遂行される。

2) プログラム「カザフスタンのリーダー企業 30」並びにカザフスタン共和国政府の決定に基づくその他のプログラム及び計画の実施に関してオペレーターとしての機能を遂行する。

3) 新たな経済セクターの開発並びに経済的に魅力ある資産の国内外における取得

4) 投資プロジェクト及びイノベーションプロジェクトが関連会社によって実施される際ににおける整合的・積極的な投資政策の確保。投資政策においてはカザフスタン領域内におけるプロジェクトの実施が主要優先事項とされる。

5) 各種経済部門への国内投資、外国投資、国家投資、民間投資の呼び込み及びイノベーションの導入

6) 内外資本市場におけるバランスの取れた資本借入の実施

- 7) 中小企業のプロジェクトに対する融資
- 8) 関連会社グループの枠内における効率的・総合的な財務・投資手段システムの創出
- 9) 地域間経済連携関係の発展（カザフスタン共和国領域内におけるプロジェクトの実施を利用した施策を含む。）
- 10) 社会・企業団体を通じたブレークスルー的な地域発展の確保

#### カザフスタン経済の安定化

グローバル金融危機は国際金融市場のみならず、あらゆる国の経済発展に対して深刻な否定的影響を与えた。カザフスタン共和国はグローバル経済に緊密に統合されていることから、我が国もその例外とはなりえなかった。

多額の企業対外債務、原料資源価格の世界市場価格に対する直接的依存性、そして世界金融市場の不安定性が国民経済の安定性を根底から大きく掘り崩し、国民経済のさらなる効率的発展に対する脅威を生み出している。

現在、国内の第二級銀行は自らの対外借入債務の弁済を迫られており、これに伴って国民経済向けの融資額を大幅に縮小している。我が国では第二級銀行の貸付ポートフォリオ伸び率の縮小が見られ、その伸び率は2007年の55%から2008年8ヶ月間で0.3%まで低下した。そしてこのことが実体経済セクターと内需の成長に否定的影響を及ぼしている。第二級銀行の国民経済向け融資額の縮小は我が国の国内総生産（GDP）伸び率の減速、また中小企業のみならず大企業の新規事業部門向けや発展中の事業部門向けの資金の不足という結果をもたらしている。

のこととの関連において、危機に対する国民経済の抵抗力を高めるため、外部変動が我が国の経済成長に対して現に与えている、また潜在的に与える可能性のある否定的影響要因に対して先行措置を講ずることが必要となっており、基金はまさにここで特別の役割を果たすことができる。

現状においては、持続的経済発展のための安定化措置と予防措置の実施という課題が基金に対して与えられている。

このような課題の枠内において、基金は次の機能を遂行する。

- 1) カザフスタン共和国政府の安定化プログラムへの参加
- 2) 第二級銀行の発行済議決権株式の取得
- 3) 社会経済発展に対する支援（建設物件の完成、中小企業及び農工複合体に対する融資

を含む。) を目的とした条件付き資金の第二級銀行への配分

- 4) 担保融資市場及び住宅建設貯蓄システムの発展促進
- 5) 基金及び関連会社による購買実施手続の決定、承認及びモニタリングの実施。この購買手続は、カザフスタン国内生産者からの基金及び関連会社による商品・サービス購買における国産割合の増加、また関連会社による輸入設備の大口購買の場合におけるその生産作業、組立作業、修理作業及び保守作業のカザフスタン国内への地域限定化の確保のためのメカニズムを見込んだものとする。
- 6) 株式関連会社「危機資産基金」の国家保有株の信託管理遂行

#### 基金関連会社の活動効率の向上

カザフスタンにおいて、関連会社の高い効率は現有資源の利用の最適化という点だけでなく、将来における我が国の発展の確保という点においても経済にとって重要な意義を持っている。

基金の関連会社は国民経済の根幹、国民経済の基盤をなし、国家の戦略課題の実現を促進する使命を与えられている。

マクロ経済レベルにおける関連会社の課題はカザフスタン経済の国際競争力の向上と外国投資の流入の増加である。基金は関連会社を効率的に管理することにより、経済の多様化、各経済セクターにおける生産性向上を確保するとともに、原料資源に対する依存性を低下させ、地域経済の発展を刺激しなければならない。

世界の実務例が示しているように、国営系企業の効率向上のための最も有効な方法は、企業統治の改善である。自らの株主としての効率性向上を欲する政府はこの方法を採用することにより、譲り受けた関連会社の統治と監視の品質改善のための有効な手段を手に入れることができる。国営管理持株関連会社における高レベルの企業統治は、カザフスタンにとって重要な戦略課題の実施の枠内において国家から譲渡された資産を効率的に管理する上で、重要な条件をなす。

基金はこのような関連会社統治を行うことにより、財務フローの監視に関する体系的・整合的なアプローチとの確なメカニズムを確保し、企業内におけるプロセスと手順を改善し、その実務において企業統治の基本原則を現実化することが可能となる。

関連会社の活動効率向上分野の枠内において、次の課題を達成する責務が基金に課せられる。

- 1) 関連会社の長期的経済価値の最大化及びその競争力の向上
  - 2) 企業統治に関する世界最良の実務方式の導入
- ここに与えられた課題の枠内において、基金は次の機能を遂行する。
- 1) 関連会社の活動効率向上と新規資産の創出
  - 2) 関連会社の競争力向上と国際市場参入の促進
  - 3) カザフスタンの社会経済発展の課題を考慮して策定された関連会社の目標の設定
  - 4) 関連会社の重要活動指標の決定
  - 5) 関連会社の活動結果のモニタリング、設定された課題と重要活動指標を関連会社が達成できなかった場合における是正措置の策定
  - 6) 関連会社の幹部社員の選抜、職能向上の動機付けと促進
  - 7) 関連会社内の研究・生産ポテンシャルの維持と発展の確保
  - 8) 関連会社の監査と内部監視の組織面からの確保
  - 9) 統一されたリスク管理の方法、手法及びアプローチを全関連会社に導入することによる効率的リスク管理システムの創出
  - 10) 関連会社に対する積極的配当政策の実施
  - 11) 企業の社会的責任に関する原則を関連会社に導入すること

#### 4. 基金の管理に関する問題

カザフスタン共和国政府を代表とする国家が基金の一人株主となる。

カザフスタン共和国政府はカザフスタン共和国の法令に定める手続に従って基金取締役会の構成を決定する。

基金取締役会議長にはカザフスタン共和国首相が就任する。

基金取締役会の構成には経済、予算計画作成、金融、エネルギー・鉱物資源、工業・商業関連省庁の一級幹部、独立取締役、基金理事会議長及びその他の者が加わる。

基金の法人秘書役の職務はカザフスタン共和国首相官房長に課せられる。なお、カザフスタン共和国首相官房長は基金の管理には参加しない。

基金の活動資金の調達は授権資本、関連会社からの配当金によって形成される所得、及びカザフスタン共和国の法令により禁止されていないその他の源泉からの所得を利用して行われる。

関連会社株式（持分）の換価に関する決定は、カザフスタン共和国政府が当該決定を探

択する方法で基金の一人株主によって採択される。

本覚書により基金に課せられている課題と機能の基金による履行状況を適正に監督（モニタリング）できるようにするため、基金の活動に関するしかるべき定量的・定性的重要な指標が基金発展戦略に反映される。

## 5. カザフスタン共和国国家機関と基金との間の相互関係

国家機関と基金との間の連携はカザフスタン共和国の法令に従って行われる。

カザフスタン共和国政府はカザフスタン共和国の法令に従い、基金の目的と課題の達成の面で基金に協力を提供する。

## 6. 基金と関連会社との間の相互関係

基金と関連会社との間の連携はカザフスタン共和国の法令並びに基金及び関連会社の文書に従い、企業統治の枠内において行われる。

本覚書に定める課題は、株主（社員）としての機能の行使を通じて、また関連会社取締役会（監督役会）への代表派遣を通じて関連会社管理に基金が積極的に参加する方法によって、また基金独自で及び（又は）関連会社の参加を得て、あるいは外国及び（又は）国内の戦略的投資家と共同しながら地域規模、全国規模及び国際規模の投資プロジェクトに融資を行う方法によって実現される。

関連会社取締役会の構成には基金の代表者、独立取締役及び法定手続に従って選任されるその他の者が加わる。

外国の管轄権下にある関連会社との間の連携は当該関連会社の登記国の法令の要件を考慮に入れて行われる。

#### 4. 中央アジア諸国の経済指標

##### (1) 中央アジア諸国の経済発展動向(対前年比変化率 %)

		2004	2005	2006	2007	2008	過去5年平均	2007年の対2000年比(%)
GDP	カザフスタン	9.6	9.7	10.7	8.5	3.2	8.3	181 <sup>2)</sup>
	キルギス	7.0	▲ 0.2	3.1	8.2	7.6	5.1	134
	ウズベキスタン	7.7	7.0	7.3	9.5	9.0	8.1	140 <sup>2)</sup>
	トルクメニスタン <sup>1)</sup>	21.4	...	...	11.6	10.5	14.5	...
	タジキスタン	10.3	6.7	7.0	7.8	7.9	7.9	183
	アゼルバイジャン	10.2	26.4	34.5	25.0	10.8	21.4	317
	参考:ロシア	7.2	6.4	7.4	8.1	5.6	6.9	144
粗生産工	カザフスタン	10.4	4.8	7.2	4.5	2.1	5.8	178
	キルギス	4.6	▲ 12.1	▲ 10.2	7.3	14.9	0.9	97
	ウズベキスタン	9.4	7.3	10.8	9.5	12.7	9.9	161 <sup>2)</sup>
	トルクメニスタン	22	22	...	26.6	...	23.5	...
	タジキスタン	15.1	9.7	5.5	9.9	▲ 4.0	7.2	199
	アゼルバイジャン	5.7	33.5	36.6	24.0	6.0	21.2	276
粗生産農	カザフスタン	▲ 0.5	6.7	6.2	8.4	▲ 5.6	3.0	151
	キルギス	4.1	▲ 4.2	1.5	1.6	0.6	0.7	118
	ウズベキスタン	10.1	6.2	6.2	6.1	4.5	6.6	146 <sup>2)</sup>
	トルクメニスタン	20.2	19.8	...	19	...	19.7	...
	タジキスタン	11	2	5.6	6.5	7.9	6.6	173
	アゼルバイジャン	4.6	7.5	0.9	4.0	6.1	4.6	147
固定資本投	カザフスタン	23	34	11	8.2	4.6	16.2	370
	キルギス	2	6	55	3.7	▲ 5.4	12.3	125
	ウズベキスタン	5	7	9	22.9	28.3	14.4	139 <sup>2)</sup>
	トルクメニスタン	15 <sup>2)</sup>	11	...	13.6	...	12.3	...
	タジキスタン	50	12	70	103.6	60.8	59.3	...
	アゼルバイジャン	35	17	15	17.8	34.3	23.8	826
消費者物価指数 (前年比)	カザフスタン	1.07	1.08	1.09	1.11	1.17	1.10	1.69
	キルギス	1.04	1.04	1.06	1.10	1.25	1.10	1.42
	ウズベキスタン	1.02	...	...	...	...	1.02	...
	トルクメニスタン	...	...	...	...	...	...	...
	タジキスタン	1.07	1.08	1.12	1.22	1.20	1.14	2.76
	アゼルバイジャン	1.07	1.10	1.08	1.17	1.21	1.13	1.58
名目月平均賃金 (ドル)	カザフスタン	208.3	256.3	323.5	427	...	303.8	...
	キルギス	52.5	63.7	81.4	110	...	76.9	...
	ウズベキスタン	52.2	82.5	...	...	...	67.4	...
	トルクメニスタン	...	...	...	...	...	...	...
	タジキスタン	20.8	26.8	35.2	48	...	32.7	...
	アゼルバイジャン	101.2	130.8	166.8	249	...	162.0	...
	参考:ロシア	234.0	302.5	391.1	529	...	364.2	...

(注) 1) 2004~2007年、トルクメニスタンはGDPではなく、GPP(財・サービス総生産)という独自の定義を使用。

2) 2006年の対2000年比。

(出所) CIS統計委員会、トルクメニスタン国家統計・情報国家研究所。一部報道・独自発表を含む。

(2) 中央アジア諸国の国民一人当たりGNIおよびFDIの推移

	国民1人あたりGNI(ドル)				FDI累積 (100万\$) 1989-2007	国民1人あたりFDI (ドル)	
	2007	2006	2005	1995		1989-2007 累積	2007
カザフスタン	5,020	3,870	2,940	1,330	37,868	2,504	470
キルギス	610	500	450	700	961	183	40
ウズベキスタン	730	510	510	970	2,095	77	27
トルクメニスタン	...	...	...	920	3,928	604	124
タジキスタン	460	390	330	340	775	121	25
アゼルバイジャン	2,640	1,840	1,260	480	3,784	451	▲ 619
参考：ロシア	7,530	5,770	4,460	2,240	25,045	176	48

(出所) 世界銀行、EBRD。

(3) 2007年版 Transition Report にみる中央アジア諸国の市場化の進捗状況

	大規模民営化	小規模民営化	企業再編	価格自由化	貿易・為替	競争政策	銀行・利子	証券・ノンバンク	インフラ	平均	最高点	最低点	↑ ①) 2006 ①)	参考 ↑ 2006 ①)
カザフスタン	3	4	2	4	3.6	2	3	2.6	2.6	2.98	4	2	0	0
キルギス	3.6	4	2	4.4	4.4	2	2.4	2	1.6	2.93	4+	2-	0	0
ウズベキスタン	2.6	3.4	1.6	2.6	2	1.6	1.6	2	1.6	2.11	3+	2-	0	0
トルクメニスタン	1	2.4	1	2.6	2	1	1	1	1	1.44	3-	1	3	0
タジキスタン	2.4	4	1.6	3.6	3.4	1.6	2.4	1	1	2.33	4	1	-1	0
アゼルバイジャン	2	3.6	2	4	4	2	2.4	1.6	2	2.62	4	2-	0	0
グルジア	4	4	2.4	4.4	4.4	2	2.6	1.6	2.4	3.09	4+	2-	0	1
アルメニア	3.6	4	2.4	4.4	4.4	2.4	2.6	2.4	2.6	3.20	4+	2+	2	0
参考：ロシア	3	4	2.4	4	3.4	2.4	2.6	3	2.6	3.04	4	2+	0	0

(注) 各評点の+は0.4を加算、-は0.4を減算して表示。例：2-→1.6, 2+→2.4。

1) 前年版に比して、評価の上昇した項目数。-は前年に比して低下した項目があったことを示す。

(出所) EBRD(2008), Transition Report および同2007年版をもとに筆者作成。

平成20年度国庫補助事業  
中央アジア地域等貿易投資促進事業  
中央アジア投資環境整備・ビジネス振興事業  
ビジネス情報収集・提供事業報告書

## 世界金融危機の中央アジア経済への影響

2009年3月発行

編集・発行

社団法人ロシアNIS貿易会

ロシアNIS経済研究所

東京都中央区新川1-2-12

電話（03）3551-6218

製作・印刷

芳文堂印刷有限会社

©禁無断転載